

1 議事日程(3日目)

[令和4年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

令和4年6月21日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	原田久美子 (12)	<p>1. 災害復旧について</p> <p>平成29年の九州北部豪雨で被災した朝倉市は出水期に備え復旧工事の進み具合や安全を確認する被災箇所の一斉点検を行っている。太宰府市では、のり面崩壊が起きた太宰府高校の青いシートはそのままになっている。復旧事業による防止策は出来ているのか。そのことについて県とどのように協議をしているのか伺う。</p> <p>2. 道路整備の進捗について</p> <p>平成30年6月の一般質問において筑陽学園正面玄関前道路に一時停止の標識設置の要望を行った。前向きに検討するとの答弁をいただいたが、その後4年経つ。進捗状況を伺う。</p>
2	長谷川公成 (16)	<p>1. 団地内の道路整備について</p> <p>(1) 団地内を車両が抜け道として利用されている。速度標識がないため速度超過の車があり歩行者の安全が守られていない。標識や路面塗装等により減速を促す手立てができないか伺う。</p> <p>(2) ガス、水道管等の工事で道路舗装がでこぼこになり、つまづくなどして骨折等のケガが起きている。このような事故が起これないように道路舗装工事を行うべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>(3) ベビーカーがスムーズに通れる歩道整備が必要だと考えるが見解を伺う。</p>
3	神武綾 (13)	<p>1. 指定管理者制度について</p> <p>令和4年度、指定管理期間が終了する事業について、令和5年度以降の見通しについて伺う。</p> <p>(1) 募集方式の協議の進捗について</p> <p>(2) 指定管理者の事業報告書・自己評価等の分析・評価について</p>

		<p>2. 自治基本条例について 市民を主体とした自治の推進、市民福祉の向上を図ることを目的としたこの条例が市政運営において適切に運用されているのか認識を伺う。</p> <p>3. ヤングケアラーについて 家族の世話や介護を担っている子どもたちが一定数いることが明らかになっている。 太宰府市における現状と課題を伺う。 (1) 実態調査について (2) 支援体制について</p>
4	徳永洋介 (8)	<p>1. 本市の高齢者支援について 高齢者支援の現状と課題について3点伺う。 (1) 高齢者の行政手続きについて (2) 5年間の地域包括支援センター相談件数 (3) 葬儀後の行政手続きについて</p> <p>2. 住居表示について 本市における住居表示の現状と課題について伺う。</p>
5	タコスキッド (1)	<p>1. 中学校完全給食について (1) 太宰府市立学校給食改善研究委員会について 中学校完全給食は、同委員会に方式や内容、時期など考えていただくとのことであったが、それを踏まえた上でメンバーを構成されたのか伺う。</p> <p>2. 小・中学校におけるアレルギーや病気の対応について 小・中学校におけるアレルギーや病気の対応について2点伺う。 (1) 診断書の提出が義務となっているアレルギーや病気にはどのようなものがあるか。 (2) 診断書にかかる経費が、家庭の負担になっている現状を把握されているか。</p> <p>3. 市街化調整区域について 市街化調整区域について2点伺う。 (1) 現在の市街化調整区域が企業の事業拡大や新規参入の妨げになっている。実態をどのように把握されているか。 (2) 2019年1月のインタビュー記事において用途緩和の必要性を市長自身が述べられているが、具体的な動きになる前に市民の声を聞く予定があるか。</p>

6	木村彰人 (7)	<p>1. 広く市民の声を集める広聴活動について</p> <p>広聴活動の目的は、市民の多様な意見を集め、寄せられた意見を分析し、そこから抽出した市民の意思を市政に反映することである。広聴については、令和元年12月議会の一般質問で取り上げたテーマであるが、その後の改善及び取り組みに関して、3点伺う。</p> <p>(1) 広聴活動の最終的な目的である「市民の声を市政に反映する」部分の改善は図られたか。</p> <p>(2) コロナ禍において機能の低下が懸念される、本市の広聴機能の課題について。</p> <p>(3) 市政モニター制度や相談窓口の開設など、広聴機能の充実に向けた新たな取り組みの予定と、それを推し進める意欲について。</p> <p>2. ウィズコロナ時代に本市が目指すべき観光のカタチについて</p> <p>昨今の国内旅行者の増加傾向に加えて、入国制限の緩和と円安効果によるインバウンドの回復見込みから、本市を訪れる観光客数の増加が予想される。</p> <p>そこで、コロナ前の状態への単なる原状回復を目指すのか、持続可能な観光など今までとは次元の異なる観光の新境地を目指すのか、基本的な考えと意欲について伺う。</p>
7	森田正嗣 (4)	<p>1. 太宰府市体育複合施設新築工事の情報公開請求に関わる非公開処分の取消を求める訴訟事件判決（福岡地判令和4年3月30日）と情報開示について</p> <p>太宰府市は、太宰府市体育複合施設新築工事の情報公開請求に関わる非公開処分の取消を求める訴訟事件において、第1審で敗訴し、不控訴の意思を表明されたところから、本判決は確定したと考える。</p> <p>今後、判決の趣旨に従って、原告の情報開示請求に対応されることになると考える。この先、別事件において同趣旨の見積価格開示請求がなされた場合どのような対応をなされるのか、情報開示基準について伺う。</p> <p>2. 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略と太宰府市自治基本条例について</p> <p>太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略は太宰府市の行政執行の一環ととらえられるが、策定手続きに際し住民の意見を採用する機会がどの程度与えられたのか不明である。見解を伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 タコスキッド 議員

2番 馬場礼子 議員

3番 今泉義文 議員

4番 森田正嗣 議員

5番 宮原伸一 議員
 7番 木村彰人 議員
 9番 舩越隆之 議員
 11番 笠利毅 議員
 13番 神武綾 議員
 15番 小島真由美 議員
 17番 橋本健 議員

6番 入江寿 議員
 8番 徳永洋介 議員
 10番 堺剛 議員
 12番 原田久美子 議員
 14番 陶山良尚 議員
 16番 長谷川公成 議員
 18番 門田直樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

市長	楠田大蔵	副市長	原口信行
教育長	樋田京子	総務部長	山浦剛志
総務部経営 企画担当理事	村田誠英	市民生活部長	中島康秀
健康福祉部長	川谷豊	健康福祉部高齢者福祉担当理事 兼高齢者支援課長	行武佐江
都市整備部長	高原清	都市整備部理事 兼総務部理事	山崎謙悟
観光経済部長	友添浩一	観光経済部理事	東谷正文
教育部理事	堀浩二	経営企画課長	轟貴之
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼インフォメーション担当課長	杉山知大	文書情報課長	高原寿子
管財課長	堀修一郎	防災安全課長	竹崎雄一郎
地域コミュニティ課長	宮崎征二	市民課長	野寄正博
福祉課長	井本正彦	介護保険課長	立石泰隆
子育て支援課長	松田勝実	都市計画課長	柴田義則
建設課長	齋藤実貴男	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太守府館長	池田哲也
産業振興課長	満崎哲也	学校教育課長	鳥飼太
文化学習課長	中山和彦		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	木村幸代志	議事課長	花田敏浩
書記	岡本和大	書記	井手梨紗子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

議事に入ります前に皆様に申し上げます。

本定例会の一般質問におきましては、密集回避のため、本会議場内の議員出席数を10名とさせていただきます。他の議員の皆様は、議員控室のモニターにてご視聴いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日21日7人、22日7人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

ここで議員8名退場のため暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時01分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

原田久美子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせいたします。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） 皆様、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております2件について質問いたします。

1件目は、災害復旧についてです。

平成29年の九州北部豪雨で被災した朝倉市は、梅雨や台風による豪雨、土砂災害に見舞われる危機が高まる季節に備え、復旧工事の進み具合や安全を確認する被災箇所の一斉点検をされました。

平成29年7月5日から6日にかけて、朝倉市、大分県を中心に発生した集中豪雨は、7月6日の朝倉市の最大降水量545.5mm、死者37名、行方不明者4名、発生直後に2,000名を超える

方々が避難生活を余儀なくされました。改めて、犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

私は、防災士としての関係から、直接現場に入りボランティア活動を行い、東峰村ではスタッフとして活動に参加してまいりました。平成24年7月の九州北部豪雨の際は、久留米市城島町、八女市星野村も同様に活動してまいりましたが、集中豪雨の多くは7月に発生しているようです。

この時期になると、梅雨前線による大雨、土砂災害が太宰府市でも予測されます。平成15年の本市の豪雨災害で犠牲者も出ています。そのときの教訓を風化させてはいけません。

しかし、今後あり得る豪雨災害について、太宰府の対策が見えないと思います。できるところからの減災対策が必要だと思います。

そこで、お伺いいたします。

議場に資料を置いております。昨年崩壊した太宰府高校の道路のり面を令和4年5月12日に撮影したものです。このり面崩壊の復旧は県の事業ということですが、このようにブルーシートがかけられたままとなっております。防止策はできているのでしょうか。また、そのことについて県とどのような協議を進められているのか、市としてどのような要望をされているのか、お伺いいたします。

2件目は、道路整備の進捗について伺います。

この資料は、筑陽学園正門前の道路で、4年前の5月に写したものです。交通量は多いのですが、一時停止の標識がないため、交通事故が起りかねません。事故が起きてからでは間に合いません。これについて、平成30年6月の一般質問において、標識の設置について要望いたしました。前向きに検討されるとのご答弁でありました。それから4年経過しましたが、一時停止線や止まれの標識の設置についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上2点につきまして、件名ごとに答弁をよろしくお願いたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） おはようございます。

1件目の災害復旧についてご回答いたします。

福岡県立太宰府高等学校の災害復旧についてですが、昨年令和3年8月11日から18日までの間、本市で総雨量812.5mmを記録し、災害対策本部を設置しまして避難指示を発令するなどの状況となりました。この間、8月16日の朝、学校西側のり面が約70m崩壊していることを確認し、福岡県災害対策本部に報告するとともに、太宰府高校へ連絡をしたところでございます。

幸い、この日は登校日ではございませんでしたので、生徒さん方への直接的な影響はございませんでしたが、周辺の安全確保をお願いしたところでございます。

のり面は、二次災害を防止するために、下部に大型土のうを設置し、斜面はブルーシートで被覆、正面からの通路は安全確保のためバリアードの設置と、上下に信号機を設置し片側通行

とされております。被災直後から業者が入り対応しているとも確認をしており、基本的には福岡県が責任を持って復旧に当たることとなりますが、そうしたことも含めまして協議を行っておりまして、今後も状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、この復旧工事につきましては、3工区に分け、年末の完成に向け現在工事が進められている状況でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

この資料の上の部分を見ていただくと、太宰府高校ののり面の様子が、私、5月のちょうど12日に、ブルーシートが剥がれて、またここに雨が降ったらどうなるかということで一般質問をさせていただきました。

私が冒頭で申しましたように、朝倉市のほうでは5月12日に、新聞では13日で行ったけれども、結局この季節による備えの工事を、進み具合とかそういうふうなものを安全を確保するための一斉点検が行われました。太宰府市のほうでは、この1年前も、この太宰府高校も含めてどのような点検なり、されたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 私どものほうも状況を踏まえまして、ブルーシートがめくれているところがないかどうかとか、そういうところにつきましては、定期的ということではございませんけれども、日々確認はさせていただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 質問の仕方が悪かったようですね。この太宰府高校のほかにもいろいろなところが、ため池なり砂防ダムなり、いろいろな危険箇所があると思いますけれども、そういうふうな点検をされているのかということをお聞きしています。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 本市のほうでは、毎年梅雨前に、災害発生予想危険箇所調査というのをしております。本年度は5月25日に、市長、副市長をはじめまして警察、消防、自衛隊の関係機関と合同で、平成15年の災害で被災した地域の山麓の状況確認や、砂防堰堤に実際に上がりまして、土砂の堆積状況なども点検をいたしております。

あわせて、平成30年7月の豪雨で被災し、災害関連地域防災崖崩れ対策事業によりまして災害復旧工事が完成した現場なども視察をいたしまして、関係機関と状況の把握、情報の共有を図りまして、迅速な対応に備えております。

また、この同日でございますけれども、楠田市長は自衛隊による春日基地近傍の官公庁、関係機関等で構成いたします筑紫水曜会にも出席をされまして、防災機関同士の情報共有、自衛隊の新装備などの視察なども行ってございまして、信頼関係の構築と災害時における連携強化に努めてきたところでございます。

6月3日には太宰府市防災会議、翌4日土曜日には職員による災害対応机上訓練も実施をいたしまして、災害対策本部体制におけます各班各人の役割の確認、連携、報告、状況の把握など的確に対応できるよう、様々な事態、災害を想定した訓練を実施をいたしております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それで、点検をしているということで少しは安心しておりますけれども、この豪雨というのは、いつ、どういうふうに来るか分からないのが災害でございます。今また頻りに地震、本当にまた今日から雨が降るという予測もついておりますので、また7月に入ってから本当に大雨が降るということを、やっぱり災害では私は危惧しておかなきゃいけないところだと思っております。

このシートを見ても、雨が今まで降ってなかったからこれでよかったかもしれません。私がこれを市のほうに言うことは無駄なことかもしれません。県の事業ということだったので、私は、皆様は今、高雄公園に散歩に行く方がたくさんいらっしゃいまして、それでこのブルーシートの土が見えているようなところで、これはいつまでこのり面は工事をしないのかという声も私いただきました。県の事業だということは、この議会で質問したことで市民の方は分かっていたかと思えます。私も、そういうように県の事業だということは伝えてまいります。

しかしながら、市の事業じゃないからということじゃなくて、県の事業であるからこそ、県のほうにどういうふうになっているかということ市のほうから、いろいろなことがあるだろうと思えます。本当に市のほうも太宰府市の事業も大変なのに、県の事業ということで、そこまで聞くことはできませんけれども、大規模であろうと小規模であろうと、あそこ太宰府高校は子どもたちが通るところです。そして、災害になる前に路線バスも通りました。その後のにり面が崩落して、一時バスも通れないようになりました。今まだ通っています、再度。そういうふうなところを子どもたちが、また先生方とかほかの市民の方があそこを通ることが、私は大丈夫なのかなということと思えますけれども、市のほうの考えをお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 答弁に最初に加えておけばよかったんですけども、先日、太宰府高校さんとは今連携協定なども結んでおりまして、校長先生ともお話をし、また募金なども受け取ったところでありますが、やはり私も気になっておりまして確認をしましたところ、近々工事に県のほうから予算がついて入るという報告でありました。7月の何とかそういう、原田議員がおっしゃるように豪雨、まさに一番降る時期に間に合うように何とかできますかと私もお尋ねしたところ、何とか間に合うんじゃないかと、そういうお話でもありましたものですから、私としては少し安心をしているところでありますが、常々そうした、私も直後に視察にも参りました、太宰府高校のほうに、このとき。ですので、常々、県の事業とはいえ、市のほうも気にかけてながら、そして市民の方のそうしたご関心もあると思えますので、そうした観点から、



常々やはり我々も我が事として関わっていくということが続けていきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ぜひ楠田市長にそのことをお願いしようと思っていましたけれども、市長のほうから答弁がいただきましたので、信じて、頑張ってもらえるように、市のほうからも県のほうにその都度言っていただきたいと。それが市のすることだと思いますので。事業については県のほうがお金を出される、国のほうからの助成金もいただけるといいますので、早め早めにしていただけたらと思います。

そこで、今信号機がついているんですけども、また今、梅雨前線もまた今佐賀のほうに来ているんですけども、太宰府のほうに来たときに、また結局崩落するという考えもございしますので、今後、あそこが1本道しかないんですね。太宰府高校に入る道が1本しかないんです。その横に道がございまして。それから上がったところから体育館のほうとかグラウンドの方面のほうに入られる道を1本通すことで、何か施策になるのではないかなと思っておりまして、そこは要望でお願いしたいと思っております。

それと、この太宰府高校の体育館は、協定避難場所でございます。いろいろちょっと聞いたんですけども、何かがなければそこは使えないようになっていきますからということだったんですけども、それではないと思うんですね。この太宰府ハザードマップを作られた、見てもらったら分かるんですけども、ちゃんと協定避難場所というのを明白に、県立太宰府高校は体育館は協定避難場所ということになっているんです。

今、何かがあったときに、そこは使えません。それはされませんが、市民の方は、あ、太宰府高校があるよ、太宰府高校に行こうって。市のほうに連絡がついたときに、やはり一番にそういうふうな協定避難場所とか避難所になっているところの土砂崩れとかそういうふうなものは、早くこのハザードマップを見て、地域、自治会のほうにも連絡を今後、今こういうふうな状態になっているので、いつか使えませんのでということで連絡をされているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 太宰府高校の体育館は協定避難所、おっしゃるとおりなっております。

現在の状況ですと、避難所としてはまだ利用することは可能でございます。ただ、大雨あるいは地震という場合もございしますので、実際にじゃあ使うときにどうするかといいますと、まず避難所の安全確認を私どものほうでさせていただいた上で、問題なければ正式に避難所として開設をするというふうな段取りで進めるように私ども考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） そこに含めて、そこに行くまでにこの道しかないということを確認していただいて、本当にこの道だけでいいのかということも、やっぱり市のほうで考えていただくということをお願いします。

それと、先ほどの回答で3工区に分けられてということで、年末の完成ということで言われ

ましたけれども、この3工区に分けるといふことはどういうふうな意味かちょっと分かりませんので、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） こちらは土木の関係のお話になりますけれども、やはり工法あたりが、復旧してもまたすぐ崩れるようになるとやはりまた問題だということで、工法あたりを検討されまして、工区分けをして、業者をそれぞれ配置をするというふうな形で、1つの工区が終わって次の工区というふうな形で、最終的に3工区目があるというふうに伺っております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） とにかく市の復旧工事もございましょうけれども、県の復旧工事も含めて市のほうで、太宰府市にある県の分も含めて、何かありましたときには県のほうに先に言っていただけ、本当にこれは市民の安全・安心のためでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1件目はこれで終わります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 2件目の道路整備の進捗についてご回答いたします。

現地は、都府楼大橋方面から国道3号線、榎、榎寺方面へ、またその逆方面へと多くの車両が通過する道路でありまして、現在福岡県によりまして県道観世音寺二日市線の拡幅工事が予定されている箇所でございます。

平成30年6月議会におきまして一時停止の標識設置の要望を受けましてから、筑紫野警察署と何度も協議を重ねてまいりましたが、この交差点につきましては斜めの変則交差点であることから、一時停止の標識及び停止線の設置位置が難しいとの回答を受けております。

しかしながら、その後も協議のほうを重ねた結果、見通しの面におきまして、直角またはそれに近い角度で交差するようポストコーンによる交差角度の改良及び県道観世音寺二日市線側に外側線を引くことで、減速、停止が促されるとの提案を筑紫野警察署から受けております。

今後ですが、地元自治会や筑陽学園様などに説明の上、交差点の改良を行いたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 平成30年に部長のほうから前向きに考えますと、子どもの通学路でもありますので、そういうふうな面から前向きにということだったので、何かあるかなと思ったら、道路がきれいになって、この止まれるの標識が、私が市のほうに言ったのが通じなかったのかなと思っておりました。

その間、これは正面なんですけれども、正面から来た車は一旦停車せずに、自分の左へ行ったり右へ行ったりしますけれども、向こう側が優先道路になっていることはご確認してあると思いますけれども、向こうの優先道路はもう止まらないで、さあっと行くんですよ。子どもさんがおったら、横断歩道で止まりますけれども、普通は人がいないときはさっと行くんです。

そのときに、こっちのほうも何もないからばつと行って、接触事故が本当に多いんですよ。その接触事故まで警察のほうは、お互いに警察には届けないで、そういったのもあななあで終わってある分もありますけれども、私の知人もここで接触事故が起きて、警察を呼ぼうということと言ってしまったけれども、1回はしましたけれども、やはりここを一旦停車することで、止まらないで、一旦停車があるから止まらないで行くという車も、この前も西鉄バスと軽自動車の、二、三日前ですかね、ありましたけれども、あっても止まらないで行く人もいらっしゃいます。

しかし、用心のために、この電信柱の前とかに止まれるの標識があることで、どうして警察のほうはそこで難しいと。変則で、信号がついているわけじゃあるまいし、一時停止の看板をすることで一旦停車をするんですよ。だから、早急に予備として置いてほしいなということ、私は平成30年6月に一般質問をさせていただきましたけれども、今回再度、ここに一旦停車の標識をつけていただくことをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 原田議員がおっしゃるとおり、こちらのほうの交差点につきましては、特に榎社側からの車両がなかなかちょっと見にくいような状況で、我々といたしましても、一時停止の標識等の設置につきまして要望は重ねて福岡県警のほうにお願いをしております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、斜めの変則交差点ということで、この位置関係が難しいということでした。

しかしながら、やはり現在も危険性があるという認識をしておりますので、その後、我々も警察のほうに幾度となく協議を重ねましたところ、先ほど申し上げましたように、まず角度を斜めではなく、もっと見やすいように、車両がもうちょっと直角に県道のほうに接するようということで、今原田議員のほうからお配りいただきましたこの写真のほうの下の写真の左側に電柱がございますが、こちら側にポストコーンを道路側に振りまして、車両がより直角に県道のほうに出るようというところで今後進めていきたいというふうに、警察のアドバイスに基づきまして考えております。

それに併せまして、一時停止の標識自体は、ちょっと今のところ設置は認めてもらっていませんが、一時停止線といいますか、破線等を引いて、ドライバーの方に注意を促すようなところができないかなというふうに我々考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。本当にここも県道と市道が交わる交差点でございますので、思うようにいきませんが、本当に事故がなければいいんですけれども、事故が起きたときに人的被害と言われても致し方ありません。そのように筑紫野警察署とも、普通は警察のほうも、接触事故ぐらいただったら2人でどうにか片づくと思いますけれども、非常に急にこちらのほうも、優先道路を通っていても、こちらのほうからばつと出てくる

ので、優先の方が止まらなきゃいけない。あまり速度は出してないと思いますけれども、事故が起きてからでは困りますので、私のこの一時停止、止まれの標識を設置していただけるように心からお願いしまして、本当に筑陽学園の高校の生徒もおりますので、事故が起きてからその車が生徒のほうに行くとか、やっぱり二次災害にならないようにしていただきたいと思いますので、これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時40分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました団地内の道路整備について3点質問させていただきます。

1点目、朝の通勤時間帯に県道筑紫野筑穂線から高雄台、梅香苑の団地を抜け、星ヶ丘交差点までを抜け道として利用される車が多く見受けられます。特に、高雄台団地内には速度標識がないため速度超過の車があり、歩行者の安全が守られていません。標識や路面舗装等により減速を促す手だてがないか、お伺いいたします。

次に、高雄南公園前から団地内の市道において、ガスや水道管等の工事後、道路舗装が凸凹になり、つまづくなどして骨折する等の事故が起きています。このような事故が起らないような道路舗装工事を行うべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、私が10年以上前に経験したことですが、当時歩道の段差に押していたベビーカーのタイヤが引っかかり、前のめりになって、ハンドルでおなかを打ったことがあります。これが妊婦さんだったら、最悪の事態を招くおそれがあるのではないかと危険を感じたことがあります。歩道の段差をなくし、より安全に安心してベビーカーがスムーズに通れる歩道整備が必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 団地内の道路整備についてご回答いたします。

まず、1項目めの団地内を車両が抜け道として利用されている。速度標識がないため速度超過の車があり、歩行者の安全が守られていない。標識や路面塗装等により減速を促す手だてができないか伺うについてですが、車両の減速対策につきましては、歩行者の安全確保を主眼に取り組んでいるところであります。

具体的には、歩行空間の明確化のためのグリーンベルトの設置や、減速効果を目的といたしましたポストコーンの設置などを行ってきましたが、スピードを出す車両も見受けられることから、地元自治会や筑紫野警察署などと協議を行いまして、減速を促す方法の検討が必要であると考えております。具体的には、標識や路面標示、時間指定の一方通行、道路に狭窄箇所や屈曲箇所を設けるなど、道路の状況に応じた対応が考えられます。

次に、2項目めのガス、水道管等の工事で道路舗装が凸凹になり、つまづくなどして骨折等のけがが起きている。このような事故が起こらないよう道路舗装工事を行うべきと考えるが、見解を伺うについてであります。ガス、水道管等の工事につきましては、道路占用許可の手続を行い、埋設工事等の終了時に市の基準により舗装を行っていただきまして、舗装終了後の現場を確認しております。しかしながら、狭小な面積の復旧のため、場所によっては経年や車両通行により路盤沈下するなど、道路の凸凹も散見されます。

これまで市といたしましては、安全確保のために緊急に補修が必要な箇所については、職員による応急補修や土木業者等による補修工事に対応し、一定の規模がある補修につきましては、市営土木や補助事業、起債事業として対応してまいりました。今後とも安心・安全なまちづくりのために、計画的、機動的な補修に努めてまいりたいと思います。

次に、3項目めのベビーカーがスムーズに通れる歩道整備が必要だと考えるが、見解を伺うについてであります。バリアフリーの観点から、車道面より歩道面を高くしている歩道を段差のないものにするための改良が必要と考えており、市内の幹線市道につきましては、道路より15cm程度高いマウントアップ方式の歩道から、高さを5cm程度とするセミフラット方式の歩道へ順次改良を進めております。今後とも、安全で利用しやすい歩道の整備に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

今朝も団地内を通过这个の市役所のほうに来たんですけども、やはり確認しましたら、高雄台の団地内にはそういった標識がないと。通学路とかの標識はやっていただいていますし、グリーンベルトやポストコーン、ああいった設置は、やはり通学路なので、ここまでしてもらったのかというぐらい、もう精いっぱいやっていただいておりますが、何せ団地内に速度標識がないものですから、大体団地内は30kmというふうな速度制限が、何か昔習ったような気もするんですけども、今はバスも通りますし、そこら辺がちょっと変わって、やはりバス通りになると40kmの標識が見受けられたりするんで、実際のところどっちなんだろうというところも正直あります。

ですので、明確にするために、やはり速度の標識は非常に重要だし、大事ではないかなというふうに思いましたので、今回このような質問をさせていただいております。

団地内を抜けてきまして、子どもたちのもちろん通学路にもなっておりますし、1つ目の標識

が星ヶ丘交差点まで通ってきたとき見つけたかな。星ヶ丘保育園の登り口のところに30kmの標識のところがああります。それと、梅香苑の団地内に入りましたら、泉ヶ丘のバス停のところに30kmと。その間、2本ですね。梅香苑の団地内はもちろんバスが通りますから、そのバス通りには40km速度制限の標識が2本と。合計4本なんですけれども、やはり高雄台のコンビニから上ったところから星ヶ丘保育園までには一本もないということですね。

ですから、車を運転するドライバーとしては、速度制限がないものですから、じゃあ何kmなんだろうということ、超過する車も、超過と言っていいのかわかるかな。速度制限がないものから、じゃあ実際のところ何kmなんだろうと。あとはもう個人の判断になると思うんですけれどもね。例えば歩行者が通っていればゆっくり徐行するだろうし、いなければ超過とか、飛ばしていくということなので、やはりそういった標識がある一定、目安になると思いますので、ぜひともこれは標識を設置していただきたいと。それか、最近道路に何kmという速度制限の塗装もありますので、できたら筑紫野署あたりと協議して、団地内にぜひとも設置していただきたいと思いますが。

これは執行部のほうで団地内は大体何kmとか、今まほろば号も団地内を通っていますので、何か筑紫野署と協議されたとか、そういった経緯があれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） ただいまご質問をいただきました県道筑紫野筑穂線から高雄中央公園のほうに上るこちらの高雄台39号線ではありますが、こちらの制限速度につきましては、現時点では40kmということになっております。

先ほど長谷川議員からも、団地内は30kmだと思いがというようなご発言もいただいております。以前、この高雄台におきましてはゾーン30というところで、30kmの制限というところで、実は警察ともこれまで協議をさせていただいた経緯もございます。しかしながら、こちらのエリアにつきましては、団地内への進入する道路が複数といいますか、多数あるものでございますので、なかなかこのゾーン30のエリア設定が難しいということで、ゾーン30のエリアの指定に至ってないという状況でございます。2年前ですか、何度も警察とも協議をしたんですが、ちょっとできていないと。

そういうところもありましたので、今回の高雄台39号線から、さらに高雄中央公園から星ヶ丘保育園のほうに下る道は、特に下り道になっておりますので、スピードを出す車両が多いということで、以前から議員からもご指摘いただいております。先般、ポストコーンやグリーンベルトの設置をして、少しでも子どもたちの安全確保につながるよということ、道路管理者のほうとしましても努力はしておりますが、今後とも地元自治会、それから先ほどご指摘いただきました警察とも協議をしながら、さらなる安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。もう本当、グリーンベルトやポストコーンの設置で、確かにドライバーも意識は変わっていると思うんですね。朝、交通指導等で私も立っていますと、やはり止まってくれる車はかなり増えましたね。ですので、そういった意識は大分変わってきたかなというふうに思っています。本当、そこは評価いたしていますし、感謝しております。がしかし、やはり目安になるものがあと一つというか、速度制限があればドライバーの目安になるということで、ぜひともお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

速度標識の話は、30kmが2本と40kmが2本ということでさせていただいたんですが、その団地の、今朝も目視できちっと、雨も降っていませんでしたしね、してきたら、4本中3本はもうかなり色あせているんですね。普通、赤と青と白というふうな感じのイメージがあるんですけども、ちょっと色がかなりあせていて、何かグレーっぽくなっていたんで、そこも併せてお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1項目めが終わって、2項目めなんですが、去年、この凸凹の道路、市道に関しては、ちょっと電話で大変失礼だったんですけども、連絡はさせていただきました。こういった前に凸凹があって、高齢者の方が転んで骨折したというふうな話を地域の方から聞いたものですから。ただ、応急的な処置は行っていただいております。しかしながら、やっぱり抜本的な大幅な改良工事をしないと、またけがをされる方が出てくるんじゃないかなと非常に不安に思っております。

その場所を一例取り上げているんですけども、やはりほかの凸凹箇所でも骨折したという話も実際聞いております。高齢者が骨折をされるということは、最悪な場合、やはり寝たきり等、社会復帰が困難になるケースも考えられますので、ぜひとも、地元自治会からの要望もあると思っておりますので、迅速な対応をお願いしていただきたいと思っております。

先ほど部長のご答弁の中で、やはり市の基準によつての舗装を行つていただいているというふうにあつたんですけども、その舗装工事が終わった後、もちろん写真も撮つて提出はされていると思うんですけども、車が多いとかだと、結構重みで平らにはなつてくるんですけども、やはり真ん中のタイヤが当たらないところは残つてはいますもんね、膨らんで。そういうふうな段差に気づかずに足をつまずいたりというふうなケースがあると思っておりますので、できたら、膨らみも市の基準なんでしょうけれども、そこら辺もうちょっと、どちらかというとなんか踏んでできるような感じで工事業者のほうには言つていただきたいなと思っておりますので、これは要望にとどめますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

3項目めなんですけれども、これ私も経験したことで、過去議会で訴えたところ、ちょうど高雄中央公園のところの歩道がかなり段差があつて、そこで本当、十数年前ですね。まだ子どもが小さかつたときに、ベビーカーに乗せて散歩していたら、おなかにぼんとハンドルが当たつたということで、その後質問したら改良工事が行われて、歩道の段差も低くなつたということもありました。その中央公園のところは本当に整備していただいて、非常に感謝してござ

す。

ただ、先日、南小の正門の前でもちょっと朝、交通指導等を行っているんですが、小学校1年生の子どもさんとベビーカーを押していたお母さんが来られました。横断歩道を渡して小学校の中に入ろうとしたときに、そこにもやっぱり微妙な段差があるんですね。やっぱりそこでベビーカーががっつって当たって、うまく上れなかったというのを目の当たりにしたんですね。

ですので、ベビーカーって、今はもうかなり改良されて押しやすくなっているんじゃないかなと思うんですけども、やっぱりちょっとした段差でつまずいたりしていますので、そこら辺も整備の中に含めていただきたいなというふうに思っております。

ベビーカーが通れるということは、車椅子等も通りやすくなりますので、そこら辺も踏まえていただいて、ぜひとも歩道の段差の整備をお願いしたいと思います。

今回の質問は要望ばかりで、大変申し訳ないんですけども、団地内の道路整備ということで、ちょっと最後に1点、いつも私も気づいたら連絡をして、部長のほうにはいつも迅速に対応していただいているんですけども、側溝内の土砂がやはりたままって、側溝の機能を果たせなくなっている側溝があるんですね。そこから草木が生えて、もう側溝としての機能が全然果たせてないということで、いつも迅速な対応はしていただいているんですけども、そういったことも今後視野に入れながら、道路整備のほうも行っていただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

やはりこの歩道の整備は簡単にはできないと思いますけれども、徐々に予算計上していただいて改良していくと、これをぜひとも行っていただきたいと思います。ここは強く要望して、今回は要望ばかりで、本当、大変申し訳ないんですけども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告していました3件について質問させていただきます。

1件目、指定管理者制度についてです。

令和元年6月議会の一般質問、また12月議会での指定管理者の指定についての議案の中でも



質疑をしておりますので、そのことを踏まえて質問させていただきます。

令和4年度、指定管理契約終了事業の来年度以降の見通しについて伺います。

1点目、指定管理者制度運用ガイドラインを見ますと、前年度の4月には募集方式を公募か随意選定のどちらにするか決定することになってはいますが、施設ごとの結果について伺います。

2点目、指定管理者の事業報告書、自己評価等の分析、評価については、共通のシートが整備をされ、所管課に毎年提出をされていることと思いますが、3年前の選定のときには、施設の老朽化や人件費について課題があるという認識の中で、公募によらない随意選定が行われました。その点から、これらの課題は改善されたのか伺います。

2点目、自治基本条例についてです。

平成29年4月に制定された自治基本条例について、昨年1年間、検証、検討を行う審議会が9回開催され、答申に対して運用改善の提言が行われました。今回は、第7章市政運営の基本原則の第24条審議会等に沿って、4月から開催された学校給食改善研究委員会の委員の市民公募の未実施、非公開決定について妥当な判断であったのか、市の見解を伺います。

3点目、ヤングケアラーについてです。

家族の世話や介護を担っている子どもたちが一定数いることが明らかになってはいますが、太宰府市における現状と課題を伺います。

1点目、実態調査についてです。太宰府市単独で調査をし、把握をしているのか伺います。

2点目、当事者の子どもたちの支援、相談とケア対象者への福祉的支援体制の現状について伺います。

以上3件について回答をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、1件目の指定管理者制度についてご回答いたします。

まず、1項目めの募集方式の協議の進捗についてですが、指定管理者制度を活用している施設のうち、令和4年度末で指定期間が満了するものについては、令和5年度に向けた検討に当たり、現在、施設担当課において、市民サービスの向上と経費削減等の視点から分析、評価を行っている状況であります。

その上で、今まで以上に外部有識者の意見を取り入れながら募集方式を決定したいと考えており、現時点で募集方式を決定しているわけではありません。募集方式の決定に当たっては、行財政改革の観点も念頭に検討を進めてまいります。

次に、2項目めの指定管理者の事業報告書、自己評価等の分析、評価についてですが、各施設が置かれている状況や抱える課題は様ではなく、これらを的確に捉えることが重要と考えております。各施設における指定管理者の募集方式を検討するに当たっては、指定管理者から提出される指定管理者シートや施設担当課が行う評価結果を踏まえながら、各施設が抱える課

題の解消に取り組んできたところでございますが、引き続き的確に対応してまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今のご回答で、現時点で、公募にするか、公募によらない非公募にするのかということは決まっていない、11施設あると思うんですけれども、というような状況だということが分かりました。

どちらにするにしても、公募になった場合、この時期が遅れると、新規に手を挙げてくる応募事業者に対して、十分な検討期間がそがれることになると思います。ですので、この指定管理者制度運用ガイドライン、これは改定をされて充実したものになっているんですけれども、これに沿ってやはり進めていただきたいというふうに思っています。この点についてはいかがでしょうか。時期としてはいつぐらいの予定で進める今計画になっているのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 現時点におきまして、この時期までに必ず検討を出すという想定があるかという点と、そういうわけではございません。しっかりと内容を検討しながらやっていきたいと思っております。

その上で、このガイドラインについてもちょっと申し添えさせていただきますと、ガイドラインで書かれている時期、あくまでこれは時期の目安ということでございます。加えまして、今年度は例年になく外部有識者の意見を伺いながらやっていきたいと思っております。このような意欲的な取組を行うことは、この基本スケジュールとずれることは、これはあるんだろうというふうに考えてございます。

いずれにしても、結論が出次第、すぐに動けるような形で検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今、回答いただいた外部有識者会議、会議ではないかもしれませんが、外部の有識者の方にご意見をいただいているというようなお話でしたけれども、これまでそういうことをされてないと思うんですね。そういうことをして、公募にしました、非公募にしましたというようなお話を聞いたことがないんですけれども、これについてはどういう根拠でこの有識者の方をお願いしているのか、またどういう方をお願いしているのかというのは、この条例上、根拠は何になっているのかということを教えていただけますか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、外部の有識者は、特段限定的に考えているわけではございません。少し制度的なことと実態の運用的なこともございますけれども、ちょっと自分のことを申し上げるのもあれですが、私、総務省から来させていただいております。同僚や後輩とかも様々な市町村に赴任経験がございますので、そういった自治体でどういうことをやられているのかといったようなことも参考にしていきたいと考えておりますし、もちろん本

市に関して詳しく知見を持っていらっしゃる方の意見も聞いていきたいと思っておりますので、特段そこを今限定的に考えているところではございません。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今の話でしたら、外部有識者から情報を得ていると、ご意見をいただいているというよりは、市町村レベルで情報を聴取しているというような感覚なんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まだ検討が始まった段階でございますので、今申し上げたことが全てかという、必ずしもそうではないかと思えますけれども、現状考えているところは、そういう状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ちょっとここで詰まる予定ではなかったんですけども、この外部有識者というふうにくくられると、そういう方たちの意見を基に、この募集をどうするかとか、この建物、施設自体をどうするのかということも含めての議論がされていって、決定過程に大きく影響があるのではないかなというふうに考えます。ですので、この経過については、またお話を聞かせていただきたいなというふうに思っています。

1点目については以上です。

そして、2項目めに入りますけれども、指定管理者の事業報告、それから自己評価等の分析、評価についてですけども、11施設について昨年度のこの資料を請求させていただいて見させていただきました。3年前の選定のときには、施設の老朽化、またそれから人件費について課題があるということで、公募によらない随意選定が行われていますけれども、この2年間、コロナもあって、施設が思うように利用できない、事業展開できないという中で、それぞれの事業者がそういう工夫して市民の方に集っていただけるようなことを進められていたということはかいま見れます。

その3年前の選定のときに、委員会なり議会の中で質疑、そして回答の中で、決定に至った理由が、老朽化が著しい、利用施設について不透明な部分もあって公募になじまない、それから同じように老朽化が著しく、これまで同様の安全な施設の管理運営を図るためには、施設の細部まで熟知していることが選定条件であるというような、施設の老朽化に対しての条件、これをクリアできる事業者で選定をしたというようなことが1つありました。

また、スポーツ施設に関しては、市が主体的、また戦略的に事業を展開するのにふさわしい事業者である、それからその事業者に補助金を増額することが難しい中で、自主事業を展開して運営の体力をつけて、市のスポーツ振興につながるとの判断をしているというような選定理由をお話をされました。

この選定理由は大きく2つあって、施設が古いから、施設をよく理解していて、軽微な対応などが容易にできる事業者をお願いするという。そしてもう一つは、先々、市の施設をま

とめてお願いできるように事業者の体力をつけてもらうためのものというようなことが私は読み取っています。

3年たったわけですけれども、1つ目の老朽化の問題については、これが改善されて、新しく事業者、改めて公募にして事業者をお願いできるというような環境にあるのかと考えると、ちょっと難しいのではないかなというふうに思っています。この3年間のこの選定理由となった老朽化について、どのような動きがあったのかをお伺いしたいと思います。進捗についてお願いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 施設ごとにも異なっていますので、ちょっと具体的な答弁にはならないかもしれませんが、まず制度面的なことをお話しさせていただきますと、施設改修の関係につきまして、大規模改修等々につきましては、これは市のほうで施設担当課のほうで改修事業予算を上げて対応していくということになってまいりますけれども、軽微な修繕等は事業管理者のほうで行っております。そういった意味におきまして、3年間ございますので、様々な条件も変わってきておりますので、ちょっと一概にこの全ての施設かどうかということは、なかなか申し上げられないのかなというふうに考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 来年度の指定管理事業者を決めるに当たって、また同じように老朽化があつて、その施設をお願いできる事業者がここしかないというようなことになりかねないのではないかなというふうに思っているんですけれども、その点については、今内部で協議をされていると思うんですけれども、その点についてはどのような話をされているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） ちょっと一部、先ほどの答弁と重複になってしまいますけれども、例えば大規模改修につきましては、市の施設担当課のほうで予算計上すると申し上げますけれども、そういった関係で、様々な財政需要がありますので、今の時点でどこにどんな予算がつくということは当然申し上げられないですけれども、施設の改修度合いによっても異なってくるんだろうと。なので、今議員おっしゃられたみたいに、またそこはボトルネックになる可能性もあるかもしれませんし、そうならないかもしれませんので、そこはちょっと一概には申し上げられないなということを考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 私が懸念していることは伝わっているのかなというふうに思いますけれども、やはり選定するとき、施設がとかというようなことではなくて、やはり市民サービスがこの施設でどのように展開されるかということが、きちんとこれまでの事業者からの聞き取りだったりとか、また公募にするのであれば、応募者とのヒアリングの中で聞き取れるというような環境につくっていかないと、建物が古くても中身は充実していますよとか、もう筑紫地区どこの自治体にも負けないとかぐらい市民の方に楽しんでいただいています、使っていた

だいていますというようなことに何かならないのではないかなというふうに思っていますので、その点をお聞きしました。

ですので、早急に方式をどのようにするかということも決めていただきたいですし、この老朽化の問題もどうしていくのか、今まで関わってきた事業者さんとの話も含めて、この公共施設をどうしていくかというようなこともやっていく必要があると思いますし、やることによって充実していくのではないかなというふうに思っています。

この施設を公募によらない随意選定をする場合、選定理由を明らかにして、そして市長決裁において決定をしていくという形になります。指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の中で、市長等は、あらかじめ選定しようとする団体と協議するとありますが、これは必ず実施していただきたいと思いますけれども、この点について今どのようにお考えなのか、お考えをお聞かせ願いたいことと、また選定をした際の理由の公開も含めて、市民の納得する情報開示、ホームページに載せるなり、そんなこともお願いしたいと思いますけれども、この点についてご回答をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、また制度的なことをお話しさせていただきます。

先ほど最初の答弁でも申し上げましたけれども、今まず指定管理期間が終わりましたら、事業者のほうが自己評価しまして、それを施設担当課で評価していくところがございますので、そういったことはもちろん市の中でしっかりと内容を吟味してやっていきたいというふうに思っております。

その上で、まだ現時点でちょっと随意選定をすとかしないとか決まっているわけではございませんので、仮定のことににつきまして、随選になったらどうするということは、ちょっとこの場では申し上げられないんですけれども、しっかりとした検討体制の中で、どういう募集方法がいいのかというのを検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） よろしくお願ひします。建物の問題、そして指定管理を受けた事業者さんが市の事業を理解して、担当課と連携をして事業を進めていく、展開していくということが重要なことだと思いますので、その点を行政がしっかりと、担当課を含めてですけれども、確認をした上で進めていただきたいなというふうに思います。

1件目は終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 2件目の自治基本条例についてご回答いたします。

お尋ねの太宰府市立学校給食改善研究委員会の委員の選考につきましては、前回と同様に太宰府市立学校給食改善研究委員会規則第3条にのっとり選考を行ったところであります。

また、第2回以降の会議を非公開にしたことについては、委員会の審議内容が意思形成過程であることと併せ、委員の皆様が忌憚のない自由闊達な意見交換をできるようにすることを理

由に、第2回以降の委員会を非公開で開催することが、委員の3分の2以上の賛成をもって決定したところであります。委員の皆様からは、委員会を非公開にしたことで、活発な意見交換が可能になったとお声もあったところ です。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 私のほうから追加してご回答いたします。

自治基本条例では、審議会等の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部を市民からの公募によって選任すべき旨を規定しております。また、会議については、原則として公開すべき旨を規定しております。

しかしながら、数多くある審議会等の中には、法令等により定めのある場合や、特定の個人等に関する事柄を取り扱う場合、高度な専門性が求められる場合等、様々な内容等の違いがあり、必ずしも市民公募の委員を選任することが適当でない場合もあると考えております。

また、会議の公開に関しましても、法令等により定めのある場合や、個人情報等の非公開情報を審議する場合、会議を公開することで自由な発言が損なわれるおそれがある場合など、様々な違いがあり、必ずしも公開することが適当でない場合もあると考えております。

今後も、審議会等の運営につきましては、自治基本条例の趣旨を踏まえまして行ってまいりたいと考えておりますが、ご回答いたしましたとおり、審議会にも様々な違いがありますことから、それぞれの審議会ごとに適切に判断いたしまして運営してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今回、この市民公募の未実施、また非公開決定について取り上げるのは、今回の中学校給食の改善委員会だけではなくて、ほかの附属機関の審議会等を含めて影響があるのではないかなど。実際、今までもそうだったかもしれませんけれども、そういうことも含めてお話をしたいと思って、取り上げています。

公募ができなかったということなんですけれども、市民公募をするに当たって、時間の問題もありますでしょうし、適格な方を選ぶのであれば、お願いすることになれば、条例上でいきますと、委員の公募については無作為抽出方式で、さらに書類選考というふうになっています。これは実際に今のところ、今回の委員会でももちろんできなかったでしょうし、行われているというふうにはちょっと確認ができてないんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 先ほどのご回答でも申し上げましたとおり、審議会あるいは委員会の内容によっては、そのように公募で行っているものもございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 公募が原則であるんですけれども、実施対象としては少ないというふうに思いますけれども、これは公募をせずに進めるときには、法令等による定めのある場合、

それから個人情報扱う場合はそれから外れるというようなお話ですけれども、そういう審議会というのは少ないと思うんですね。

行われた審議会で、私も幾つか傍聴に行ったりしますけれども、もちろん専門家の方々の今の現状などのお話の分析があったりとかという中で、実際はこうなんですよという市民感覚での発言があったりとかして、それが議論を深めていくというようなことになっているなというふうに感じるんですけれども、市民公募をした場合に、手を挙げられる方も少なかったりとか、私でできるんだろうかとかというようなことももちろんあると思います。

それを実施するために、この中にも書いてありますけれども、やはり市民の皆さんに常日頃から市政のことだったりとかそういう事業に対して理解していただく、学習をしていただく、情報提供をして、そういうことをしながら人材育成に取り組んでいくということが必要ではないかなというふうに思います。

これは附属機関の設置及び運営に関する要綱の中の第6条に、まほろばネット人材登録制度が要綱の第6条にありますけれども、今そういう視点で活動をされているというようなことはございますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 今ご指摘があった内容につきまして、もちろん要綱に掲げられていることでありますので、当然そういったことも念頭に、常に行政に当たっているというところでございます。

（「もう一回」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 当然、市の要綱に書かれていることでありますので、こういうことを念頭に行政運営に当たっているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 次の会議非公開にもつながるんですけれども、忌憚のない意見を出していただくためには非公開にするというようなことは、委員さんからしてみれば、非公開であれば思っていることを自由に言える、傍聴している方がいらっしゃらない分、話ができるというような環境はあるかと思えますけれども、そうではなくて、やはり市民の方が審議会に参加するということであれば、常日頃からそういう情報を知った上で、自分だったらどう考えるかなとかというようなことを考えていただいた上で、その審議会に参加していただく。そして、参加した審議会では、公開はもう前提ですよ。あなたの意見は市民の声ですからぐらいの思いでここに参加していただくというような形にしていかないと、いつまでも非公開、自由なご意見をいただきたい、厳しいご意見をいただきたいというようなことにもなるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この点については、先ほど理事のほうから、人材登録のことについては、これから市政の運営の中でも当たっていくというようなお話がありましたけれども、そこは本気で考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 厳密に申しますと、当たっていくというか、これまでも当たってきたつもりでありますし、これからもそういうつもりであるということですので、何か今ここで新たな決意表明をしたというよりも、そういう意識を持ちながら行政に当たってまいりますということでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。さらに充実させていただくようお願いしたいと思います。

会議の非公開についてですけれども、自由な意見交換ができるようにということで説明がありました。そして、非公開になったことで活発な意見交換が可能になったというようなお話もあったということですが、これが議員全員協議会の中で、この中学校給食実施に当たっては、改善委員会を立ち上げて進めていくというようなお話があったときに、2回目以降は非公開にしますというような話がありました。委員長判断でというようなお話でしたけれども、それは行政としてはどういう見解ですかというお話を聞いたときに、非公開について、行政としては委員長の意思決定に従うというふうに回答をされましたけれども、委員さんもそうですけれども、それぞれその問題に対する意識、大きさというか、事業の大きさというのはそれぞれ違うとは思いますが、これまでもう七、八年、長く議論になってきた中学校給食の問題について動き出すその審議会が、非公開になる、情報が出ないというようなことについて、行政側から、これはやはり公開にすべきではないかというような考えはなかったのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどの広くという意見もありながら、実際に委員会開催の前の段階で、委員としての発言がどのように広がるのか、正しく伝わるのかということに不安を覚えるという声があったのは確かでございます。そういったことで、確かに公開でということもあるんですけども、そちらの意見も尊重して、それと委員会で先ほど3分の2以上のという話をしましたが、そちらの決定を尊重してということで判断をさせていただきました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 委員さんになられた方は、やはりすごい重責だったと思います。学識経験者の方から、それから学校関係者、校長先生、それから栄養士さんだったり、またPTAの会長さんだったりというところでの子どもに関わる方々での議論だったと思うんですけども、審議会の中で話されたことというのは、もちろん必ずしも同じ話にはならないと思いますので、同じ意見にはならないと思いますので、こうじゃないか、ああじゃないかいろいろな意見が出てくると思うんですけども、それが出ることによって混乱するのではないかなという委員さんの不安もあられたかと思います。

それでこういう結果になったとは思いますが、これは今回の中学校給食の改善委員会



の件ですけれども、ほかの審議会などについても、やはり委員さんが参加されて、やっぱりこうしてほしいとか思いを持ってあられるので、そういう方々が自分の意見を述べられて混乱しないような体制をつくっておくことが必要だと思います。

それは時間をかけるということも1つでしょうし、今回はもう本当に短期間で中学校給食実施に向けて行っていましたので、広がった不安を分かっていたかまでの時間もないからというようなことになっているのかもしれませんが、やはり審議会で審議するのであれば、時間の余裕を持って様々な意見を取り入れるというようなことが必要だと思います。その点については、教育部ではなくて、総務部のほうからいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 私ども審議会等を開く場合には、基本的にはそういうふうなスタンスといたしますか、方針で臨むようには当然のことながらしております。ですが、いつまでもだらだらとというふうな審議会運営というのはできませんので、一定やはりゴールというのがどの辺りになるのかということも、目標としては一応定めながら進めていくべきではないかと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 時間をかけてだらだらしていくのがいいことではなくて、やっぱり内容を議論して、どういうふうにまとめていくのかということが必要で、その中でやっていくことだと思いますので、今回のことをきっかけに、人材育成だったりとか、公開できるような体制づくりというようなことを検討していただきたいなというふうに思います。

2件目を終わります。3件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 3件目のヤングケアラーについて回答いたします。

このヤングケアラーという言葉につきましては、法律上の定義もなされていないところでありますが、一般的に、大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもと位置づけられていると承知しております。

太宰府市における現状と課題についての1点目の実態調査についてですが、まず、国レベルでは、令和2年度に厚生労働省と文部科学省におきまして中学生、高校生を対象とした調査、令和3年度に厚生労働省におきまして小学生、大学生を対象とした調査がそれぞれ実施されております。福岡県におきましては、令和2年度に県内60市町村の要保護児童対策地域協議会に対し実態調査が行われておりまして、その報告によりますと、県内に132件のヤングケアラーが存在するとされております。

また、本市におけるヤングケアラーの現状ですが、本市におきましても、親族の方の介護や家事などにより、学業や部活動、趣味などに係る自身の時間が制限されるという悩みを持つお子さんも一定数いることは推測されておりますが、具体的な人数等の把握までは至っておりません。

次に、2点目の支援体制についてですが、小・中学校におきましては、スクールソーシャルワーカーにより児童・生徒や保護者様からの相談等に対応をいたしております。また、家庭児童相談室におきまして、未成年の方の悩みや相談に電話で対応しておりますほか、子育て世代地域包括支援センターや要保護児童対策地域協議会におきましても、支援が必要な子どもへのケアを行っているところであります。

今後も地域、教育現場、行政が一体となり、密に連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 県のほうでは、要保護児童対策地域協議会において調査が行われたりして、動き出したというようなところだと思います。ヤングケアラーという言葉自体が、どこまでの範囲をもってそういうふう子どもを判断するのかということも、まだ認識として広がっていないというようなところがあるかと思えます。

この前、NHKが調査した数字がありましたけれども、実際には5%から7%ぐらいの子どもたちがヤングケアラーではないかというような数字が出ていました。これでいきますと、1クラスに1人か2人かいるぐらいだと思います。

実際にヤングケアラー、子どもは認識してないかもしれませんが、そういう家族の介護だったりとか、保育園だったりとか幼稚園の小さな兄弟の世話をしているというような子どもたちがいるということで、そうしていることがヤングケアラーなんだよということを、やはり子どもたちに教えるというか、困っているんだよねというふうに話を聞くことが、まず大事なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、やはりそこを見つける最初の入り口としては学校だと思います。学校に来れなくなって、どうしたんだって話を聞き取りしたら、実はこうなんだ、でも家でお母さんが起きてこれないんだとか。だから、起きてきて御飯を食べるまでは家にいたいんだとかというような、ちょっと細かい話も出てきているのではないかなというふうに思います。

先生方だけでは解決ができない状況が、今生まれてきているのではないかと思います。話を聞くことができ、実態が分かったとしても、それをつないでいく人だったりとか場所とかが必要になってくると思うんですけれども、国の今年度の予算で、幾つかヤングケアラーについての補助事業がありました。

その中でヤングケアラーコーディネーターの配置というのがありまして、そういうお子さんの相談に乗る、そして福祉的な制度、事業と結びつけていく要になる人を市町村に置くというようなことで、これは負担割合が10分の10で、市町村の手出しはないというような事業だったんですけれども、こういうことを取り組んでみようかというような話は内部ではあったんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 本市におきましては、現時点ではヤングケアラーコーディネーターの設置検討までには至っておりませんが、把握したヤングケアラーを適切な支援につなげるためのコーディネーター的な役割を担う職といたしまして、本年度より正職員の社会福祉士を子育て支援課に配置いたしまして、この業務に当たっております。

このようなコーディネーターの役割につきましては、今後ますます重要性が高くなっていくものと思っておりますので、引き続き国、県等の財政支援メニュー等の情報収集を図りつつ、支援体制充実に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今年度、正職で専門職の方が1人、福祉課のほうですかね、子育て支援課のほうに配置されたということで、それはプラスになっているかと思えますけれども、またこれは国の支援で10分の10というものがあつたわけですが、これとうまく合致していれば、さらに充実できたのかなというふうにも思うんですけども、実際にヤングケアラーのコーディネーターを配置されて事業を進めているところもあります。

福岡市でも始まっているんですけども、実際にこの相談員という形で活動されている方のお話を聞きますと、このヤングケアラーコーディネーターという名前なんですけれども、ヤングケアラー、ケアをしている子どもということにはなっていますけれども、いろいろな困難を抱える家庭に早期に支援することができる可能性があるというふうに、活動しながら思っているそうです。また、子どもや家族からの相談よりも、やはり学校の教員や地域の人、それから民生委員児童委員さんからの相談が多いということです。

先ほど申しましたけれども、ヤングケアラーに限らず、虐待やネグレクト、家庭の中で起きていることが見えづらくなっていると思うんですけども、そこまで入り込めるといふか、それが見えてくるというような要になるというふうなお話がありました。

ですので、この国の制度が1年か2年かと続くのか分かりませんが、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちが増えているという今ニュースですよ。そういう流れがありますけれども、実際に育っていくときに困難を抱えている子どもたちが増えてきているということがありますので、そういう子どもたちに全てを、全てといふか、課ごと、担当課ごとに分けてではなくて、全体的に話を集約をして、専門職の方がアドバイスをして制度につなげていく。それは子どもの制度だけでなく、ケアを受けている大人、ご両親だったり祖父母だったり、また障がいのある兄弟だったりとかということもあると思いますので、そういうところへの確に、その支援対象者に合った制度を提供できるというふうなシステムをつくらないことには、子どもたちの困難さから抜け出すことはできないのかなというふうに思いますので、この専門員の方を、今年度は1人増えましたけれども、来年度また1人増やす、これが全体をコーディネートするスーパーバイザー的な方、総務部のほうには統括マネージャーがありますけれども、健康福祉部もありますけれども、子どもに特化した統括マネージャーみたいな方を置いていただいて、この問題、子どもの問題は学校教育課、そして子育て支援課、そして福祉課とい

うふうに多岐にわたっていますので、そこをまとめられる専門職、一定の経験があって、その方自身がいろいろな情報を持っている、社会資源とつながっているというような方の配置をすることによって、複雑化している子どもたちの状況を変えていけるのではないかなというふうに思いますけれども、この点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 議員ご指摘のとおり、ヤングケアラーにつきましては、お子さんが大人が担うようなケア責任を引き受けているという実態がございますので、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなど、ほかの機関等が請け負うなどの個々の状況に応じた支援、特に親や家族の問題解決が重要かと存じております。悩みを持つお子さんのそれぞれの状況に応じまして、どのような支援が必要なのかを見極めるための窓口であったり人員体制といった細やかな体制の整備は、今後必要になってくるものと認識しております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 早急に前向きに関連する所管課で情報を共有していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

実際にケアをしている子どもたちというのは、自分がヤングケアラーだということの認識が薄いというようなことも調査の中で分かっています。その子どもに向かって、あなたはヤングケアラーだからということをお教えるのではなくて、本人はヤングケアラーというのは、もう家庭の中で普通にやっていることの一つであるから、そこは介入の仕方というか、子どもたちにお母さんが大変だよねって、病気なんだよねとか、ご両親が仕事が忙しくて、トリプルワークされている世帯もありますよね。そういう中で下の兄弟の保育園のお迎えをしないといけないとかというようなことも、現実にあっていると思いますけれども、それを否定するものではなくて、やっぱり大人が介入して、こういう制度があるということをお家庭の中に持ち込んで解決をしていくというような方法を取っていただきたいなというふうに思います。

このことを申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきます。

1 件目は、本市の高齢者支援の現状と課題について伺います。

太宰府市の総人口は、一貫して増加を続けています。しかし、生産年齢人口、15歳から64歳が平成12年をピークに減少に転じている中、65歳以上の人口は過去30年間で約3倍に増加し、今後も高齢化が進行する見込みです。また、全世代的に見ても、核家族世帯、単身世帯は増加を続けており、核家族以外の世帯が減少し、核家族化が進行しています。

高齢化率は上昇を続けており、筑紫地区においては、太宰府市が最も高齢化率が高くなっています。今後も高齢化率は進み、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には3人に1人が高齢者になると見込まれています。

また、要介護認定者数は増加を続けています。今後も高齢化の進行とともに、認定者数の増加が見込まれます。要介護制度別に見ると、要支援1、2及び要介護1の軽度者が全体の約半数を占めています。

そこで、本市の高齢者支援の現状と課題について3点伺います。

まず1点目は、介護保険手続を市役所に来て行うように言われ、転んでけがをし、一人では市役所に行けないという相談を市民の方から受けました。その方は独り暮らしです。何らかのサポートはないのでしょうか。そこで、高齢者の行政手続について伺います。

次に、地域包括支援センターについてです。本市では、太宰府市地域包括支援サブセンターがスポーツ振興事務所1階に設置され、2か所になりました。このことにより、地域で暮らす高齢者の相談件数に変化はあったのでしょうか。そこで、過去5年間の地域包括支援センターの相談件数について伺います。

3点目は、死亡後の手続についてです。死亡届の提出、年金の停止手続。保険証の返還、電気、ガスの終了手続、携帯電話などの契約解除、医療費、入院費など、様々な手続が必要になると思います。そこで、葬儀後の行政手続について伺います。

2件目は、住居表示についてです。

市民の方から、大字の住居表示を変えてほしいという要望がありました。字の起源は、豊臣秀吉が行った太閤検地に遡り、もともとは年貢を徴収する田畑を管理するためにつけられた記号のようなものでしたが、江戸時代に集落が拡大すると、人々が住んでいる場所でも村名の後ろに小字がつき始め、次第に住所として定着していったとされています。

一方で、大字の由来は、明治時代に市制、町村制へ移行するために行われた市町村合併により、その際消滅することになった江戸時代からの村や地名や区画を、そのまま新しい自治体が引き継いで残したものとされています。本市においても、町から市になり、新たな地名も生まれてきています。そこで、本市における住居表示の現状と課題について伺います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 1件目の本市の高齢者支援についてご回答いたします。

高齢者支援の現状と課題について伺うの1点目、高齢者の行政手続についてですが、日常生

活で不安を感じたときは、まず地域包括支援センターや市の介護保険課にご相談いただき、不安なことや困り事、介護保険のサービスの希望などを聞き取り、介護サービスが必要である場合は介護保険の申請をしていただきます。その後、認定調査などを行い、介護保険認定審査会で審査の上、要介護状態の区分が決められます。要支援1、2、要介護1から5または非該当の認定結果が通知され、それぞれご本人の認定結果に基づきケアプランを作成し、介護サービスを利用できるようになっております。

日々の生活の中で困り事がある場合は、市の各担当課窓口のほか、地域包括支援センターにおいても専門の職員が常時ご相談に応じております。来所が困難な場合は、まずはお電話でご相談を受けることもできます。

次に、2点目の5年間の地域包括支援センター相談件数についてですが、平成28年度前後の相談件数は年間二千数百件で、年々微増程度でしたが、令和2年度に地域包括支援サブセンターを開所し、相談件数7,106件、実人数は1,288人と大きく伸びております。内訳としましては、包括支援センター本所が642人、サブセンターが646人となっております。学業院中学校区、太宰府西中学校区の民生委員さんをはじめとする地域の皆さんからも、近くにできて相談しやすくなったと好評をいただいております。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 3点目の葬儀後の行政手続についてですが、本市における手続の流れについてご説明いたします。

葬儀の前に死亡届を出していただいておりますが、ほとんどが葬祭業者の方が来庁されますので、その際に、楠田市政1期目の際、市民の方々からご指摘をいただき作成した、市役所で必要な手続全般について分かりやすく記載しておりますおくやみパンフレットをお渡ししております。また、ご遺族の方に、死亡に関する手続の際には、まず最初に市民課にお越しいただくようお願いくださいと葬祭業者の方にお話しております。

後日、来庁されたご遺族の方には、市民課窓口では特に何も記入することなく、あらかじめこちらが準備しております個別の巡回用紙をお渡しいたしますので、順番に関係課を回っていただくという流れになっております。巡回用紙を各窓口に提出することによりまして、担当職員はお客様が何の手続に来られているかが分かりますので、お待たせすることなくスムーズに手続ができるようになっております。

なお、今後とも市民の皆様からのご意見を伺いながら、よりスムーズな手続にできないかとの問題意識を持ちながら、常に改善に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） どうもありがとうございます。

原稿のほうでも読み上げましたけれども、結局介護保険というのが年金から天引きされていると思込まれていたみたいで、それが前年度の所得が変わると振込に変わると。そのときやっぱり、なかなか一人では動けないのに、市から、何かちょっとご不満の声というか、もうち

よっと配慮がと。

それとまた似たように、後期高齢者医療関係の書類で、後期介護合算医療費等支給申請書、結局後期高齢者医療費と介護保険を両方利用して、自己負担額の世帯合計が高額になった場合、自己負担申請書、交付申請書を出さないとお金がもらえない。それで、お母さんのほうは自宅なんですけれども、お父さんのほうは脳梗塞になられて施設にいらっしゃる。それで、娘さんが市の窓口に来て、自分のお父さんとお母さんの現状を知っているから、もうちょっと配慮ある、返信用封筒でも、直接高齢者が来るんじゃないかみたいなのを市の窓口で言ったら、市の職員の方が、これは県の申請だし、市の仕事でもないのにみたいな、そういうご不満の声をいただいたんです。

それで、ただ言えるのは、そのお母さんにもケアマネジャーの方がいて、施設にいるお父さんにもケアマネジャーの方がいて、介護保険料を振込にせえって言われた方にもケアマネジャーの方がいらっしゃるんです。

それで、お聞きしたいんですけれども、ケアマネジャーの方の仕事内容というか、そういうサポートについてちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） ケアマネジャーの仕事の内容ということですが、例えば介護保険の申請とか更新、そういう一部ケアマネジャーが代理で申請できるものもあります。行政の手続につきましては、お困り事がありましたら、各担当の窓口、または地域包括支援センターのほうにぜひご相談ください。専門の職員がお電話やご自宅を訪問してご相談に応じております。

よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ということは、僕も知らなかったんですけれども、ケアマネジャーの方に相談すれば、そういう手続のサポートは、そのケアマネジャーの仕事としてあるわけですか。それはまた別の方が支援されるんですか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） ケアマネジャーができる仕事というのは、介護保険に関する手続になります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） そこなんですよね。だけん、何らかの方法が要るんじゃないかなと。僕もいつまで生きているか分からないけれども、80過ぎたら、なかなか自分で字を書くこともできないような、そういう状態になる自信はあります。多分、多くの方がそうなると思うんですよね。

それで、だけん、今、今年12月で65歳なんで、高齢者の方のお仲間入りするんですけれども、そういう介護保険の年金から天引きの手続とか今はできるけれども、例えばがんになって

高額医療を受けて、何か申請したりとか、そういうときのサポート体制みたいなのは社会福祉協議会にはないんですか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 社会福祉協議会のほうにはほのぼのサービスというのがございまして、財産の保全の管理とか、月額800円で財産の管理をされたりとか、あとはいろいろな相談事に乗られたりとかというそういうサービスはございます。社会福祉協議会さんのほうのそういうサービスがあることは、私どものほう、地域包括支援センターのほうにご相談のお電話とかがありましたら、こういうサービスもありますよというご案内はいたしております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 僕だけじゃないと思うんですけども、高齢者になっても、その支援について認知度がないんですよ。僕もこの苦情を聞いたときに、ケアマネの方にとかそういう具体的な説明ができなかった。また、高齢者の娘さんにしても、そういう全体的な知識がないというか。やはり何か市の窓口と地域包括支援センターのもうちょっと連携を密にするとか、なかなか一人では申請ができない部分でのサポート体制を、もうちょっと具体的に検討はしていただけますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 今ご提案がありましたように、庁舎の福祉の担当窓口、それから社会福祉協議会のほうとも連携を取りまして、今後も高齢者のために進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 地域包括支援センターの相談件数ですけども、やはり2か所になって、近くなって、非常に相談件数が増えたということなんですけれども、私も非常によかったと思うんですが、でも正式にいったら、各中学校区ごと4か所というようなことが言われていますけれども、もう一か所地域包括支援センターを増やそうとかというような計画はあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 今徳永議員さんがおっしゃられましたとおり、福岡県が示す設置の圏域では、人口二、三万人に対し1か所が目安となっております。サブセンターが開所してまだ2年が経過したところですので、今後状況を見ながら、増設については調査研究をやってまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その地域包括支援センターの包括的支援事業とか介護予防支援とか、地域包括支援センターの職員の方の人数を教えてください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

- 健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 地域包括支援センターの職員の数ということですが、2つのセンターを合わせまして、課長を含めて37名です。正規職員が10名、それから会計年度任用職員が27名となっております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） ケアマネジャーの方の人数は何名ですか。
- 議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。
- 健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） ケアマネジャーが、主任介護支援専門員、こちらが5名ですね。主任がつかない介護支援専門員、こちらが11名です。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） ということは、ケアマネジャーの方は正規職員の方は何名いらっしゃるんですか。
- 議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。
- 健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 正規職員にケアマネジャーはおりません。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 会計年度任用職員の方も頑張っていると思うんですけども、基本的には1年契約やないですか。今の現状としては、会計年度任用職員の方は同じ人が結構続けられているような状態ですか。
- 議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。
- 健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 徳永議員さんおっしゃるとおり、同じ方がずっと引き続きお勤めいただいております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 先ほども言いましたけれども、20年後、3人に1人が高齢者と、そういう状況にある中で、今の地域包括支援センターの組織をちょっと方向性を検討するような機関は太宰府市にあるんですか。
- 議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。
- 健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 令和3年10月1日時点で、福岡県の調査では、県内の地域包括支援センター216か所のうち直営は69か所です。やはり委託されているところが多くなっております。
- 今後の地域包括支援センターの運営方針につきましては、高齢者支援計画を策定していく過程で、介護保険運営協議会など関係機関にもお諮りしながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 高齢者の介護の方、介護関係の知識がない素人の僕なんですけれども、やはり調べてみると、直営の自治体が非常に少ない。直営で、なおかつケアマネジャーの方は会計年度任用職員。春日市のほうの窓口で聞いたら、結局業務委託しているんですけども、

そこの最優先の条件は、絶対ケアマネジャーの方は正規職員でお願いするというようなことを条件にしているみたいです。飯塚市のほうでも、平成29年に地域包括支援センター業務委託の方針についてって、計画的に練られているんですね。

20年後、自分がもし生きていたら85ぐらいになったときに、やっぱり医療関係の業務委託先があると、何か素人ながら安心感があるというか、今の現状は直営で、ケアマネジャーの方は会計年度任用職員。会計年度任用職員の方を批判するわけじゃなくて、やはり僕はケアマネの方にお世話にならずに死ぬかもしれないけれども、ひょっとしたら長い付き合いになる場合が多いと思うんですね。そういうことを考えると、もう少し、今の状態じゃなくて、委託先も考えた方向性を検討していただけるようなことはできますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 繰り返しになりますけれども、今後地域包括支援センターの運営方針につきましては、高齢者支援計画を策定してまいりますので、その中で介護保険運営協議会など関係機関にもお諮りしながら協議を重ねて進めてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 次に、葬儀後の手続なんですけれども、おくやみパンフレットというのがあって、僕も見せていただいたんですけれども、非常に分かりやすくていいと思うんですけれども、これはほかの自治体でもやっているんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 我々が平成31年4月に作成をしておりますが、他市等を参考にしながら作成をしております。ですので、多少違いはあるかもしれないんですけれども、こういったパンフレットとかお悔やみ窓口というのを設置されている自治体もあります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） たしか一般質問で堺議員のほうからもあって、非常にこれはいい取組じゃないかなというふうには思っています。

それで、葬儀後の手続で質問しましたがけれども、実は自分は終活についてやっぱり検討する時期なのか。うちの両親は介護の時間がなくて、すぐ亡くなってあれなんですけれども、そのときは何か禁句みたいな、終活についてはと思っていたんですが、やはり独り暮らしの方、お子さんがいなくて夫婦で暮らしている方、東京、関東のほうでは、そういう民間の会社もできて、結構ケアマネジャーの方も連携しながら終活をやっているらしいですよ。

僕も65を迎えて、終活は大事じゃないかなと思って。やはり僕の暗証番号とか、うちの嫁さんは知らないんで、いろいろ各家庭ある資産も関係してくるやろうし、篠栗については、もう出前講座で終活の講座があっているんですよ。それで、ケアマネの方も信頼関係ができた一言書けるような動きが今できていると思うんですけれども、今現在、太宰府市においてはどう

ですかね、終活については。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 高齢者ご本人が亡くなられたり、あと意思の疎通ができなくなったときに備えて、資産に関する情報とか、あと余生の過ごし方などを計画を立てることは、大変重要なことだと思います。

地域包括支援センターのほうでは、社会福祉士などが成年後見人制度の活用や専門機関につながるような随時ご相談に応じておりますし、今後も続けてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） とても大事なことやないかなと。やっぱり暗証番号だけじゃなくて、資産のパスワードを残された家族の方が分からなくて苦労するであるとか、いろいろあっているみたいなんで、できれば出前講座も太宰府市でも行っていただいて、いつ認知症になるか分からないじゃないですか。やはりその資産をどうするというのを、遺言までいかなくても、エンディングノートというんですかね、それをしていただくことが、空き家対策にもつながると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで1件目の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 2件目の住居表示についてご回答いたします。

誰にでも分かりやすく、将来とも混乱しない住所の表し方をもって私たちの日常生活を便利にするため、住居表示に関する法律が昭和37年に制定され、その後、全国の各都市において市街地の住所の表し方が合理的に改められてきました。

本市においても、将来展望に基づいた市街地の区域をきちんとしたものにしようと、太宰府市住居表示に関する条例が昭和58年に制定され、翌年2月に第1次住居表示整備事業を長浦台、青葉台において実施いたしました。その後、平成21年度の第17次宰都に至るまで、町の名称の数にして24か所の住居表示整備事業を行ってまいりました。

町の名称は、できるだけ従来の名称に準拠するか、または歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称で親しみ深く、語調のよいもので読みやすく、かつ簡明なものを選ぶという基準に基づき、皆様のご意見をお聞きしながら、太宰府市住居表示審議会の答申を受け決定されております。

なお、住居表示実施済みの地域におきましては、皆様のご理解とご協力により住居表示による新しい住所が浸透しており、近年では住居表示に関するご不満の声もなく、ご満足をいただいているものと考えております。

また、課題でございますが、行政区名と住居表示の町の名称が違う地区が多いため、本市に転入されました市民の方から間違いやすいという声をいただくことがございます。転入手続の際に、そのことを踏まえて市民の方にしっかりと説明し、ご確認いただくことで、住居表示と行政区が混同されることのないように努めております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 吉松に住んで、まず大字吉松441だったんですよね。それが吉松三丁目15番の20と住居表示が変わったんですけれども、これは何か、国から何かというか、何が、大字から丁目が変わった原因というか、教えていただければ。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 吉松一丁目から三丁目につきましては、平成20年11月17日に住居表示を実施しております。こちらにつきましては、基本的に先ほどご説明いたしました住居表示に関する法律、それから住居表示に関する条例に基づきまして、市の施策として住居表示を行ったものになります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 議会で聞くことではないんだろうと思いますけれども、吉松三丁目15番20、丁目については漢数字の三を使いなさいと。ちょっと選挙活動があつて封書を送ることもあったんで、強く言われたんですけれども、正規な住居表示は漢数字の三が正解なんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 住所としての吉松三丁目は、固有名詞として扱われますので、漢数字で書くのが正当になります。しかしながら、アラビア数字で書いても誤りというわけではございません。日本人は横書きで住所を書く際は、アラビア数字を使用するのが慣習となっております。住民票におきましても、横書きの場合はアラビア数字を記載しても差し支えないこととされております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） それと、本籍というのは土地だと思うんですけれども、多分自分の今の本籍は吉松441。大字吉松441で暮らしていた自分は何かすつとくるんですが、うちの子どもとか孫はそのイメージがないと思うんですけれども、本籍の表示を変えることはできるんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 本籍の表示につきましては、住居の表示ではございませんので、住居表示実施後でも、新しい住居番号は使用はいたしません。今までと同じように地番を使用いたします。

ただし、住居表示では町名が変更されますので、今までの大字ではなく、新しい町名ですね、吉松何丁目というふうに変更されます。例えば大字吉松100番地20という住所があったとして、住居表示が実施されて吉松一丁目2番4号となった場合、自宅を本籍地にしていた場合は、本籍の表示は大字吉松が吉松一丁目になり、新しい表示は吉松一丁目100番地20というふうになります。

ただし、ご本人が希望されれば、届出により街区符号で表してもよいことになっております。街区符号というのは、住居表示後の住所、吉松一丁目2番4号の2番に当たる部分になります。この届出をしていただいた場合は、本籍の表示は吉松一丁目2番というふうに変更されます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 変更は個人の判断でできるということですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） お見込みのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） もう一つ分からないのが、この質問のきっかけになった大字吉松の件なんですけれども、一丁目から四丁目まであるんですが、ちょうど高速よりこっち側の結構住居が今並んでいるんですけれども、ここはなぜ大字のままになったんですかね。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 現在の大字吉松として住所が存在する地域につきましては、吉松一丁目、三丁目とは先ほど言われたように高速道路、宰都一丁目、二丁目とは河川という地理的な将来において変わることのない恒久的なもので区切られておりますので、いずれの地域にも属することなく住居表示が実施されなかったという経緯がございます。今後につきましては、将来的に他の佐野東地区と併せて住居表示を実施するという事になった場合は、吉松でも宰都でもない新しい名称になるかと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 宰都という地名ですね、先ほど審議委員会という、ちょっと僕は分からないんで、それは市が主体のですかね、それとも地域に任せてあるのか。どういう組織になっているんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 審議会自体は市の附属機関ということになります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） それと、ちょっとこの一般質問で地域を調べて、総合体育館の住所は太宰府市向佐野21-2なんです。同じ敷地内にあると思っていたスポーツ振興事務所、これが太宰府市通古賀197-3。同じところに建っていて、全然住居表示が違うんですけれども、これはどういう過程でこうなったのか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） そちらの場所につきましては、住居表示が実施されていない場所ということになります。住居表示が実施されていない地域におきましては、所在地、もともとの住所

がそのままになりますので、一体として利用されているような土地、一筆の土地ではございませけれども、その建物の所在というのは、建っている土地の住所を表すことになっておりますので、もともとそこが大字通古賀と大字向佐野の境界があるということになっており、そのようなことになっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 先ほど大字吉松の件で、住居表示が変わるには、佐野東がどうなっているかという回答があったんですけども、佐野東のまちづくりについては、今どういう状況か教えていただけますか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 私のほうからお答えさせていただきます。

佐野東地区でございますね。これは佐野東地区のまちづくりを計画されている区域でございます。佐野東地区のまちづくりにつきましては、昭和63年にJR九州との覚書締結以降、議会における特別委員会の設置や地元関係者で構成された懇話会における協議、また佐野東地区まちづくり構想検討委員会による議論及び構想の策定、さらに平成28年度に佐野東地区まちづくり調査を実施しています。

これらの経緯を踏まえまして、佐野東地区のまちづくりの手法につきましては、民間施工による土地区画整理事業を基本とした上で、地域の方々の動向に対応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 個人的な見解なんですけれども、佐野東まちづくり、僕は基本的に太宰府駅は要らないのかなとは思っているんですが、ただ、福岡県の保健環境研究所ですか、もう移転は決まったと。まだ、県のほうでもまだ。多分、佐野東を開発すると、そこに住みたいと思われる方は多いと思うんですよ、現状的に。やっぱり太宰府市の人口増についても、その佐野東の駅は要らないにしても、県のほうもまだ決まってないんで、その辺も含めて太宰府市のほうでこれがベストだというような方向性が示せたら、県のほうにも要望ができるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の見解を副市長お願いします。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 福岡県の保健環境研究所跡地につきましては、都市計画上の制限のある実は区域でございまして、県が開発して、保健環境研究所、昔公害センターと言っておりましたけれども、造ったような経緯がございます。ですから、通常は市街化をしないような今調整区域というふうな形になっておるわけでございますね。

ただ、来歴としてそういうふうな施設がございましたので、本市のまちづくりにおいてやっぱり重要な立地というふうに佐野東地区におきまして考えておるところでございます。福岡県

と緊密に連携を取りながら、しっかりとした対応、今後どういうふうにしていくのか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 市にとっても非常に重要な構想だと思うので、できるだけよろしくお願
いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで13時50分まで休憩します。

休憩 午後1時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時50分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番タコスキッド議員の一般質問を許可します。

〔1番 タコスキッド議員 登壇〕

○1番（タコスキッド議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、3件の質問を  
させていただきます。

まず1件目は、中学校完全給食について、中でも太宰府市立学校給食改善研究委員会につい  
て伺います。

市長が宣言されたとおり、スピード感を持って実現に向けて動いていただき、大変感謝をし  
ているところではありますが、少々スピードが速過ぎて困惑しております。

と申しますのも、私が3月議会において市長に給食の実施についてお尋ねしましたところ、  
市長は、今ようやく委員会の予算を今我々も提案しているところで、これがまだ決まってもお  
りませんし、メンバーももちろん決まっておりませんし、そうした中で議論をされていく中  
で、方式なり期間なり決まってくるので、この時点で私が勝手に決めて、枠を決めていくと  
いうことにはなりませんので、そこはそういうことでありますと、お答えいただいております。

3月9日の時点で、まだ給食改善研究委員会の会議を行うための予算を審査する段階で、当  
然まだメンバーも決まっていない、そして枠を決めていくこともないとおっしゃっています。  
それが、4月6日に初顔合わせの第1回会議があり、この場で2回目以降は非公開として行わ  
れることが決まります。

事前に教育長や課長に、何か実施方式に関して教育委員会側から提案をされますか、されな  
ければ、改善研究委員会のメンバーだけでは、給食の充実については決められるでしょうが、  
実施方式や開始期間などは決められないのではないですかとお尋ねしましたが、回答は市長と  
同じく、こちらからは提案はせず、改善研究委員会のメンバーで決めていただきますとのお答

えでした。

しかしながら、6月2日の全員協議会において、教育長による口頭でのご説明によりまして、事前に改善研究委員会に骨子となるものを渡していたと明言されました。私は大変驚きましたが、さらに驚いたのが、改善研究委員会の5回目の会議、初回は顔合わせと資料の確認等でしたので、実質4回目になろうかと思いますが、これまでたくさんの方々が給食の実施に向けて調査研究されていたデータがあったにせよ、コロナや世界情勢など、日々生活環境や経済環境は目まぐるしく変化しております。それにもかかわらず、過去のデータの資料を頼りに、たった4回の議論で改善研究委員会が素案をまとめたということでした。

驚くのは、これだけではありません。改善研究委員会が実施方針の素案をまとめたのが5月24日。翌25日には、教育委員会がたった1日で素案を実施方針案として承認し、さらに翌日、またしてもたった1日で三役を含む経営会議で承認されたのです。

その素案がどんなにすばらしいものであったとしても、本市にとってよりベターなものか、どんなデメリットやリスクがあるのか、そのリスクが発生したときの対処法にはどんなものがあるのか、現在の情勢だと、どれくらい過去のデータと予算や工法に違いがあるのかなどなど、確認すべきことは山ほどあると思うのです。それが、メンバー構成で見ますと、短期大学の教授が1名、大学の准教授が1名、小学校の校長、中学校の校長、小学校の栄養教諭、中学校教諭、PTA会長、副会長がそれぞれ1名ずつの計8名。果たしてこのメンバー構成で、給食センターや給食室を新たに建設する場合の建設費や、親子方式、兄弟方式、デリバリー方式に伴う改修工事費などを検討し、素案を作成できるのか。できるとすれば、その判断をこの構成メンバーで行っていただくには責任が重た過ぎるのではないかと私は考えますし、その素案を僅か2日で承認してしまうのは甚だ乱暴なのではないか。実施方式に関しては、もっと慎重な審議があつてしかるべきではないか。そうでなければ、改善研究委員会には選択の余地があまりないような状況だったのではないかと感じました。

活発な議論を行うための非公開の会議が終わりました現在において、多くの市民の方々が待ち望んだ案件でございますので、少しの疑念も抱かれませんように、詳しく情報をいただければと思います。

前置きが長くなりましたが、太宰府市立学校給食改善研究委員会について、委員の選定基準は、骨子に対してより具体的な肉づけを期待する目的で決定されたのかを伺います。

次に、小・中学校におけるアレルギーや病気の対応について2点伺います。

1点目、診断書の提出が義務となっているアレルギーや病気にはどのようなものがあるのか、2点目は、診断書の提出に係る手間や費用が家庭の負担になっている現状を把握されているかを伺います。

最後に、市街化調整区域について2点伺います。

1点目は、現在の市街化調整区域の現状では、市長が掲げられている企業誘致や創業支援はおろか、地元企業の事業拡大にすら大きな妨げとなっているばかりでなく、住宅地において関



東や関西にいる子ども世代、孫世代がUターンしたくても、市街化調整区域の規制のデメリットにより二の足を踏み、ひいては空き家問題にも影響が及びます。

このような町の声は、幾度となく市民としての立場、議員としての立場からお伝えしてきましたし、既にたくさんの町の声拾ってあるとは思いますが、その実態をどのように把握されているのでしょうか。

2点目、市長は2019年1月のインタビュー記事で、大太宰府構想について触れられ、建築要件緩和や、近隣市との連携の必要性について述べられています。当然、市街化調整区域の撤廃や建築要件緩和を視野に入れたまちづくりをお考えかと思えます。今後、市長がまちづくりの計画を立てられる際、特に市街化調整区域は重要な問題ですので、より市民の声を取り入れることができるように、パブリック・コメントのような形ではなく、オープンな市民との対話の機会をつくられる考えがあるかを伺います。

以上3件について回答をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず、1件目につきましてですけれども、もともと質問の通告、今日要旨も配られております、質問項目が配られておりますけれども、中学校完全給食は、同委員会に方式や内容、時期などを考えていただくこととのことであつたが、それを踏まえた上でメンバーを構成されたのか伺うというご質問でしたけれども、先ほどの読み原稿ではその質問が変わっておりまして、委員の選定基準は、骨子に対してより具体的な肉づけを期待する目的で決定されたのか伺いますとなっています。この点、議会のルールとしても疑義がありますけれども、それにつきましては答弁を用意していますので、後ほど担当からお答えをいたしますが、それ以前に私から、今回せつかくの機会ですので、議会の基本条例の第6条第3項に基づきまして、議員の質問に対しまして、議長の許可を得て反問することを要求させていただきたいと思っております。

と申しますのが、先ほど来の質問の中で、私の3月議会での答弁の続きの中で、事前に教育長に何か実施方式に関して教育委員会側から提案をされますかと、されなければ、改善研究委員会のメンバーだけでは、給食の充実については決められるでしょうが、実施方式や開始時期などは決められないのではないですかとお尋ねしましたが、回答は……。

○議長（門田直樹議員） 市長、ちょっとその前に。今、反問権を行使されているということですね。

○市長（楠田大蔵） はい、そうです。

○議長（門田直樹議員） 許可します。続けてください。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

回答は市長と同じく、こちらからは提案はせず、改善研究委員会のメンバーで決めていただきますとのお答えでしたと断定的に書かれておりますが、教育長にも確認したところ、このようなことはどのタイミングにおいても教育長はお答えをしていないということでもありますし、

また私自身も、タコスキッド議員のSNSで非常に発言をねじ曲げられて度々伝えられておりまして、それは自分が決めることではありません、全て有識者会議で決めてもらいますと、これは私の発言ではないんですね。先ほどの委員会の質問でも、答弁についても少し違っております。

それどころか、先日の予算委員会の中で、私自身は、私の予算の編成権、市長としての編成権があるということを申して、ただし、それを提案して、様々な意見をいただき、そして最終的に認めいただくのは議会の権限であると私自身は伝えたのですが、このSNSの中で、市長には全て決める権利があるとおっしゃっていましたと。これは全く違うんですね。この発言によって、ほかの見ている方も様々な書き込みもしているという状況であります。

このように、やはり議会人として、また政治家としても、前提の発言が異なっていれば、こうした質問をやっていくことも答弁することも私はできないと認識をしております、この前提がどこから来たのか、ぜひ反問権としてお答えをいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 極力過去の議事録などを見まして、正確に出したつもりではあります、後ほどいま一度確認いたしまして、それに関しては再提出させていただきます。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですので、再提出するということですが、前提が違いますので、お答えしようがないと思っております。

○議長（門田直樹議員） では、タコスキッド議員、1件目の中学校完全給食についてですが、市長のほうはそう申されておられますけれども。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ということは、これ以降の質問に関しては全てお答えいただけないということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） いや、2件目、3件目はそのままですよ。

市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目につきましては、前提が異なっております。もう一つ加えますと、そうしたことの中で、近隣の議員さんが、この私の発言をもって、ほかの自治体だと否決を食っていますと。これは賛成していただいたほかの議員の方に大変失礼な私は話だと思いますし、その前提を間違えて書くことによって、公の場でこのような批判が広がっていることもゆしき問題だと、名誉毀損にも当たるような話だと私は思っておりますので、そうしたことも含めまして、この1件目につきましては前提をしっかりと精査していただいて、今後の質問で答えさせていただきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 事前通告から、それをもって打合せを経まして、原稿確認に当たりまして教育長や課長などとお話しさせていただき、こういう形で変更させていただきますとい

う形で伝えさせていただき、了承いただいたと思っていますので、当然この場では質問できると思っておりました。いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 今のご発言に、すみません、反問させていただきますが、私、直接タコスキッド議員から何かお尋ねになられたとか、お答えしたとかということは全くありませんので、そこは事実としてお伝えさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 失礼しました。教育長ではなく、教育部理事と学校教育課長と打合せさせていただいたときに、こういう形で内容を変えてよろしいですかという、変えるというか、こういう形で補足させていただいてよろしいですかということは、事前に伝えておりましたので、そう思っております。

○議長（門田直樹議員） タコスキッド議員、先ほど自分でもう一度確認して、再度こういう質問をやり直しますというふうに聞こえたのですが、それでよろしいでしょうか。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） はい、分かりました。では、これに関しては次の議会などに提出させていただきますと思います。

○議長（門田直樹議員） それでは、2件目、3件目について回答をお願いします。

教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 2件目の小・中学校におけるアレルギーや病気の対応についてご回答いたします。

まず、1項目めの診断書の提出が義務となっているアレルギーや病気にはどのようなものがあるのかについてですが、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」には、アレルギー疾患を持つ児童・生徒が安全に学校生活を過ごすために、学校生活管理指導表アレルギー疾患用に、毎年主治医による病型や治療、学校生活上の留意点について記載をいただくよう求められています。アナフィラキシー、食物アレルギー、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎をお持ちの児童・生徒は、この学校生活管理指導表アレルギー疾患用の提出が必要になります。

本市においては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を基本としながら、本市で作成した学校給食におけるアレルギー対応マニュアルで補完することで、アレルギー事故の未然防止に取り組んでいるところです。

次に、2項目めの診断書の提出に係る経費が家庭負担になっている現状を把握されているのかについてですが、これまでに各ご家庭の経費の負担がどれぐらいになっているかということについて、特に調査などは行ったことはありませんが、学校生活管理指導表アレルギー疾患への医師の所見の記入については、令和4年4月1日から診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりましたので、提出が必要なご家庭のご負担が減るのではないかと考えておりま

す。このことは、学校を通じ、各ご家庭に周知を図ってまいりたいと考えております。

毎年、手続のために医療機関へ行くことをご負担に感じられている保護者の方もおられるとは思ってはおります。しかしながら、アレルギー疾患につきましては、アナフィラキシーショックなどにより、場合によっては生命を脅かす危険性もあることから、安心・安全な学校生活を送る上で、児童・生徒の健康上の状態を適切に把握するために必要な手続だと考えております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 回答ありがとうございます。

医療機関からの診療報酬の算定の対象となるということですが、これは保険適用になるというような形になりますか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） そのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

現在、例えば牛乳ですとかシイタケですとか、何か好き嫌いによって例えば嘔吐感を招くようなものがあつた場合というのは、全員喫食上、なるべく食べてくれという形になっているということを伺ったんですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 例えば牛乳についてお答えいたします。乳糖不耐症というものがありまして、牛乳の中に含まれている消化酵素を分解する酵素が十分に働かず、おなかを下してしまうような、そういう身体的な症状を出すお子さんがいらつした場合は、牛乳を飲まないということで、不飲届等を出していただいています。そのほかアレルギーには大なり小なりがあると思いますので、個別対応を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 僕が聞いたところで、医療関係者に聞いたんですが、牛乳に関しては特に診断書の提出という形ではないんじゃないかということ伺ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 不飲届でいいということで、飲みませんよという届けを出していただくということになっております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

あと、お医者さんからのご意見を伺ったんですが、アレルギー診断書がとても何か書きにくいと、書く項目がとても少ないし、とても分かりにくいということのご指摘がありました。それは国とか県とかのフォーマットになるということですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどお答えいたしました学校生活管理指導表アレルギー疾患用、これは国のほうの様式になっているというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

では、そちらはちょっと項目が細かくて書きにくいというご意見がありますので、そういうご意見がありますということをお伝えいただければと思います。

よろしく願いいたします。

2件目は以上です。

○議長（門田直樹議員） 3件目、都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 3件目の市街化調整区域についてご回答いたします。

まず、1項目めの現在の市街化調整区域が企業の事業拡大や新規参入の妨げになっている実態をどのように把握されているかについてですが、都市計画法第2条では、都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限の下に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする規定されております。

本市では、まとまりのある都市として総合的に整備、開発及び保全を図るために、市域総面積約2,961haの76%に当たります約2,253haが都市計画区域に決定され、このうち40%の約1,182haが市街化区域で、36%の約1,071haが市街化調整区域ということになっております。

市街化区域につきましては、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされており、市街化調整区域につきましては、市街化区域とは逆に、無秩序な市街化を防止するために、市街化を抑制すべき区域とされていることから、市街化につながるような事業拡大や事業の参入につきましても抑制すべき区域であると認識をしているところでございます。

次に、2項目めの用途緩和の必要性を市長自身が述べているが、具体的な動きになる前に市民の声を聞く予定があるかについてですが、太宰府市は、多くの史跡地を保有し、都市計画法に加えまして文化財保護法など様々な制限や制約がありますが、まずは現状の都市計画の中で、産業の振興や企業誘致など本市の活性化に向けた取組を進めているところでございます。

用途地域の緩和ということにつきましては、新元号令和というご縁もいただき、さらに羽ばたく太宰府として、従来の歴史や文化や自然の町だけにとどまらず、さらなる人口増加や企業進出、交通利便性の向上などを目指せる町に脱皮するべく、市内全体における都市計画の在り方についても今後検討してまいりたいと考えておりますが、一方で、令和2年度太宰府まちづくり市民意識調査におきまして、都市基盤が整備され快適な住環境であると思う市民の方々の割合が76%という高い評価をいただき、現在の歴史と自然に抱かれた良好な住環境を未来に継

承していく必要性も感じているところでございます。

また、本市の都市計画については、広域的な視点から県が策定する福岡都市圏都市計画区域マスタープランの内容を踏まえつつ、これに則して定めており、今後につきましても、人口減少と高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症による影響を見極めながら、持続可能な都市づくりのためにどのような都市計画が望ましいのか、模索していきたいと考えております。

なお、都市計画に限らず、市政に対する市民の方々からのご意見やご要望につきましては、市へのメールや市民の意見箱など様々な形で随時受けることができる体制を整えているとともに、市長と市民の皆様と直接対話するといった取組も積極的に行っておりましております。

また、自治会や地域から行政施策に関する説明などの要望がありましたら、担当の市職員が直接地域に出向きまして、出前講座や勉強会などの対応も行っているところでございます。過去に都市計画に関しての勉強会も複数回行っておりますので、今後も積極的に対応をさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ご回答ありがとうございます。

令和2年度太宰府まちづくり市民意識調査というものがあったということなんですけれども、すみません、存じ上げませんで、どんな形でどんなアンケートが行われたのか、教えていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 令和2年度のまちづくり市民意識調査でございますが、設問につきましては、まず、都市基盤が整備され、快適な住環境であるかということで、それに対する肯定派、肯定派というのはそう思うという方と、どちらかといえばそう思うという方々の合計が76%ということになっております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

ほかの質問項目を幾つか抜粋して教えていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらの結果につきましては、ホームページ等でも公表されているということでございますので、ご参考いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。では、参照させていただきます。

ちなみにどれぐらいの回答数があったということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 質問通告を受けていないので、あまり準備できてないの

で、お答えできる範囲でお答えさせていただければと思いますけれども、令和2年度の市民意識調査は、調査対象数1,000人を対象にしております、無作為抽出で対象者を選んでおります。なお、年齢につきましては18歳以上で、たしか79歳未満を対象にしていたかというふうに思います。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

そちらは無作為に電話をしてということですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） こちらのほうから令和2年度までにつきましては調査票をお送りして、調査票に記入の上、それをご返送いただくという形で行っております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご要望につきまして、市へのメールや市民の意見箱など様々な形で随時受けることができる体制を整えているということですが、こちらはその質問があったこととかご要望があったことに対しては、直接一件一件返信されているということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 市民意識調査はそういったことを対象に、もちろんだろういったご意見があるかということはお聞きしておりますけれども、市民意識調査の目的自体、例えば市の施策についてどのように思っているか、そういったことを聞くものでございます。その中で、もちろん自由記述欄で市への施策に関する意見等々書かれておりますので、そういったことを踏まえて行政をやっておりますけれども、そもそもこちらが何かお返しするというような立てつけでやっている調査ではなく、あくまで皆さんがどう考えているかというのを聞きする調査が、市民意識調査でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） すみません、失礼いたしました。その市民意識調査に関しては納得いたしました。

その次の項目として、都市計画に限らず、市民のご意見、ご要望を受け付けているということでしたが、その件に関しては一件一件ご返答されているということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） ちょっと質問の意図が分かりかねておるんですけれども、今私が申し上げたのは、市民意識調査についてのことでありまして、一般的な市民からの広聴等々についてのことということであれば、ちょっと今通告を受けてないんで、手元にお答えできるものがございません。

○議長（門田直樹議員） タコスキッド議員、通告の内容とはかなり違っておりますので、留意されてください。

○1番（タコスキッド議員） 失礼いたしました。こちらにいろいろなご要望を受け付けていると書いてありましたので、ご返答いただけるかと思いました。失礼いたしました。

僕自身、市長との語る会に市民として参加させていただいたことがあるんですが、ほぼほぼ  
の時間が市長の実績報告で、市民の質問を受ける時間もほぼなく、1人1つまでと。直接のご  
返事もなかったということだったので、その辺をもう少し市民との語る時間をより増やしてい  
ただければと要望して、質問を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員の一般質問は終わりました。

ここで14時35分まで休憩します。

休憩 午後2時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告してお
りました2件について質問いたします。

まず、1件目の広く市民の声を集める広聴活動についてです。

私が広聴活動に関して質問するのは、今回で2回目となります。1回目の令和元年12月議
会で一般質問のテーマに取り上げた理由としては、市民の方からいただいた匿名のお便りがき
っかけでした。その内容は、市民の意見箱に投稿した自分の意見が、本当に市長や担当部署に届
いているのか不安です、本当のところ、市民の意見箱は役に立っているのでしょうかといった
ものでした。市民の疑問を解明すべく、市民の意見箱を含む市役所の広聴活動全般に関して、
その実施状況と、集められた市民の声がどのように市政に活かされているかについてお伺いし
たところです。

そして、2回目の質問となる今回は、この2年半の間に本市の広聴機能がどれだけ改善され
たのかを検証するものです。

そしてその後、コロナ禍により私たちの日常生活は一変し、行政に対して市民が抱える様々
な要望、提案が増加し続け、広聴活動の重要性はさらに高まっていると考えます。

そこで、広く市民の声を集める広聴活動に関して、3点伺います。

1点目、広聴活動の最終的な目的である市民の声を市政に反映する部分の改善は図られたの
か。

2点目、コロナ禍において機能の低下が懸念される本市の広聴機能の課題について。

3点目、市政モニター制度や相談窓口の開設など、広聴機能の充実に向けた新たな取組の予定と、それを推し進める意欲について。

次に、2件目のウィズコロナ時代に本市が目指すべき観光の形についてです。

昨今の国内旅行者の増加傾向に加えて、入国制限の緩和と円安効果によるインバウンドの回復見込みから、本市を訪れる観光客数の増加が予想されます。政府観光庁は、外国人観光客の受入れ再開に向けて旅行業者向けのガイドラインを発表しました。しかしながら、実際に観光客を受け入れる観光地を抱える自治体に関しては、国としての方針的なものは何ら示されていない状況です。ここはひとつ、国、県からの指示を座して待つのではなく、本市独自の対応方針を観光関係者と共に策定し、観光客の増加に備えて周知、普及を図るべきではないでしょうか。

そこで、コロナ前の状態への単なる原状回復を目指すのか、持続可能な観光など今までとは次元の異なる観光の新境地を目指すのか、本市の観光に対する基本的な考えと意欲について伺います。

以上、お伺いします。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） まず1件目、私から答えさせていただきます。

広く市民の声を集める広聴活動についてご回答いたします。

まず1点目、広聴活動の最終的な目的である市民の声を市政に反映する部分の改善は図られたのかについてですが、市政運営に当たっては、これまでも事業方針や取組状況等について、丁寧かつ可能な限りスピーディーに情報発信をさせていただいているところでございます。

一方で、市民や来訪者の皆様の声を広くお聞きし、市政に反映することも重要であると考えており、ホームページや市民の意見箱、楠田大蔵市長と語る会の開催などにより、継続的かつ積極的に広聴活動を行ってきたところです。

広聴広報活動の一つの手法である市のホームページについてですが、昨年度、5年ぶりにホームページのリニューアルを実施いたしました。以前からホームページの広聴機能として、皆様からのお問合せやご意見を頂戴するページがありました。今回のリニューアルに伴い、全ての記事ページに問合せフォームを設置し、ページを特定せずに、どこからでもお問合せできる、ご意見をいただけるように変更いたしております。

このほかにも、公共施設に設置した市民の意見箱や各担当窓口などの様々なお問合せやご意見に対して、関係部署で共有し、可能な限り皆様からのご意見を市政に反映できるよう努めているところでございます。

次に、2点目のコロナ禍において機能の低下が懸念される本市の広聴機能の課題についてでございますが、これまで実施してきた広聴活動の一つに、市長が地域に直接出向いて、市政運営等について市民の皆様にご説明し、また市民の皆様からも市政やまちづくりについてご意見を頂戴する楠田大蔵市長と語る会がございます。

しかし、コロナ禍において様々な制限があり、直近の2年間は開催を見送る中、どのような形で市民の皆様のご意見を頂戴すればよいか、様々な検討を重ねているところでございますが、現時点では、ホームページからのお問合せや市民の意見箱からのご意見を中心に広聴業務を行っております。ホームページからの問合せ件数は、平成30年度に727件だったものが、令和元年度には814件、令和2年度は1,085件、令和3年度は1,197件と伸びており、多くの皆様にご利用いただいているところでございます。

また、語る会の開催は見送ってきたところですが、選挙時の市民との約束たる市長公約に基づきつつ、SNSでの双方向でのコミュニケーションや、日頃から市長室やイベント現場において様々な方のご意見を交わすなど、市長ご自身、いわゆる政治家としての日常活動を通じて、常々広聴機能を意識しながら取り組んでこられたところでございます。

今後も広聴機能の低下を招くことなく、市民の皆様の声に耳を傾けてまいります。

次に3点目、市政モニター制度や相談窓口の開設など、広聴機能の充実に向けた新たな取組の予定と、それを推し進める意欲についてについてですが、これまでも市民意識調査や市民の意見箱、ホームページなどを通じて、市民の皆様からのご意見を伺ってきたところです。

あわせて、2点目でも申し上げましたように、選挙時の市民との約束たる市長公約に基づきつつ、SNSでの双方向でのコミュニケーションや、日頃から市長室やイベント現場においての様々な方のご意見を交わすなど、市長ご自身、いわゆる政治家としての日常活動を通じて、常々広聴機能を意識しながら取り組んでこられたところです。

また、相談窓口につきましては、所管の各窓口におきまして適宜対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。

まず、令和元年12月の一般質問で私が提案しておりますので、その趣旨についてちょっとおさらいをしたいと思います。

前回、広聴活動の目的というところで、まず3つのポイントをお示しました。まず1点目、収集、市民の多様な意見を効果的に集めること。2点目、分析ですよね。寄せられた意見を分析、類型化して蓄積すること。データベース化したほうがいいよと言いました。3点目、ここが今回の1点目にお伺いした反映の部分ですね。抽出した市民の意見を市政に生かすことですよね。

前回の私の提案としては、もうちょっと突っ込んだところがありまして、寄せられた市民の意見についてちょっとコメントしております。実行できなかった課題の積み残しにこそ大きな価値があるのではないかと考え、それらを解決困難案件として廃棄するのではなく、その蓄積を政策のデータベースとして、今後の大きなまちづくりに生かしていただきたいとお願いしました。

これに対して、市長、執行部のご回答としては、寄せられた意見の分類、データベース化については、記録としてまとめてはいるものの、分類集計は行っていないと。かなりショックで残念でした。しかしながら、寄せられた意見の蓄積、データベース化というのは重要な観点であるとも市長はおっしゃいました。一筋の光明だと思います。そして、幅広く市民の意見をいただけるように、今後とも周知を図ってまいりますとの前向きなご回答をいただいたところで終わっております。

今回2回目となりますので、この1回目のご回答を踏まえたところで質問を進めていきたいと思っております。

まず1点目、広報活動の最終的な目標である市民の声を市政に反映する部分の改善は図られたかということなんですけれども、1点目のお答えでは、可能な限り皆様からの意見を市政に反映できるように努めているところがございますということなんですが、これは市民の声を集めるというだけでは非常に残念な結果になると思います。これ、聞きっぱなしというやつですね。聞きっぱなしになってはいけません。せっかく集めたものの中に、政策の非常に種があるところを踏まえると、また自治基本条例のほうには、第15条第1項、市民の意見が市政運営に反映されるように努めなければならないとございます。この第15条第1項を踏まえて、市民の声を市政に生かすということをもうちょっと具体的にご回答いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 以前もご質問いただきまして、副市長からもお答えをいたしましたけれども、具体的に申しますと、もう本当に日々、私も、木村議員からは見えてないかもしれませんが、本当に昼夜問わず、SNSでのやり取り、また様々な市民の方、電話もかかってくるし、メールなども来ます。そうした中で、またいろいろな日常活動を私も20年やってきましたから、そうした中で蓄積してきたことも多々ございます。

例えばそうした中で、やはりコロナ禍の中で、我々市政として、行政として対応するというのは、もう本当に待たなしの状況でありましたけれども、例えば自宅療養者の支援物資、これは当時はまだ自宅療養自体が概念として認めていないところがほとんどでありましたので、やっていないところがほとんどだったんですが、そうした中で、やはり自宅療養を余儀なくされている方に物資支援、食料支援、生活物資支援を行わなければいけないということも、やはり実際に現場で自宅療養を強いられている方の声を受けて、すぐさま行動に移しました。

そして、中身についてもです。やはり実際にかかっただけではなくて、濃厚接触者、家族の方も買物になかなか行けない。そうした中で、子どもたちを守るために洗濯、洗剤なり除菌シートなりおかゆなり体温計なり、そういうものをぜひ入れてほしいということも日々受け取り、そして担当と相談しながら実現をしてきた、そういう日々でもありました。

また、例えばだざいふペイにつきまして、やはり高齢者の方はこうしたスマホでのやり取り、私も苦手なんですけれども、それだけじゃ足りない。やはり紙ベースで前のようにそうしたものを発行してほしいというお声もいただきましたので、去る3月議会の中で、この紙ペー

スのものもプレミアム商品券ももう一度復活するというのも、そうしたお声をいただきながら進めてきたところでもあります。

そうした一つ一つ、様々なお声を、もう一つですけれども、いわゆるゼロカーボンシティ宣言も、やはり子どもたちの声、環境のために市政としてもっと積極的にやってほしいという子どもさんの手書きのメッセージをいただいた中で、やはり本市もそうした宣言をしていかなければいけないということで行ってきたとか、そういうことを私も本当に可能な限り市民のために実現できるようにやってきたという自負は持っているところでもあります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 市長は忙しい、しかしながら、いろいろな市民の声を形にしてこられたというのは分かりました。しかしながら、私が聞いているのは、もっと組織的に、寄せられた市民の声をきちんと分類、検証して、それを生かすというところをちょっとお聞きしたいんですね。

まず、市民の声の仕分、分類、その中から施策を抽出する取組、これ個人じゃないですよ。これ組織としてどういう取組のシステムがあるかお答えください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） お答えさせていただきます。

市民の意見箱に寄せられたものにつきましては、これはまず経営企画課で回収してございます。内容によりまして担当所管がございまして、担当課に共有しております。ホームページに寄せられたものにつきましては、まず経営企画課と指定された担当課、これに同時にメールで通知が届くようになっております。情報は経営企画課のほうで一元管理し、具体的な回答はもちろん所管の担当課のほうにおいて行っていただいております。

こうした寄せられたご意見等は、テーマ別に分類いたしまして、件数を把握しているところでございます。または、多種多様な意見がございまして、これらをどのように具体的な施策に取り入れていくかということ、常に検討しながら行政を進めているというところがございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 寄せられた意見を分類しているというところ、分類してね、それは分かりました。そこまでいけばまあまあかと。もっと進んで、それをさらに具体的な施策として、言われたことをそのまま返すんじゃなくて、その中から施策としての大きなものにつくり上げて、それを実行するというところがあってもいいと思うんですけれども、その仕組みというのはありませんか。各課から上がってきたものを本市の施策としてまとめ上げるという。要するに、寄せられたものは担当課に下ります。上がってきたものを経営者会議とかで、これ中・長期計画でやってみようとか、そういう意味です。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 今ちょっと申し上げたことと一部重複しているんですけ

れども、まずいただいた意見は、当然のことながら、どういった問題があるのかということ、そういう問題意識の下、担当課も考えておりますので、そういう意味だと、ある意味、この仕組み、我々が受け付けて各担当課に共有するというのも、1つ、ある意味仕組みといえば仕組みなんだろうというふうに考えているところでございます。

そういった意味で、関係部署でそういった情報を共有いたしまして、可能な限り市民の皆様からのご意見、これを市政に反映できるように努めているところでございます。

広聴活動を実施するに当たりましては、広く市民の皆様や来庁者の皆様の声をお聞きし、市政に反映することを目的としておりますので、いただいたご意見、これを具体的な施策に取り入れられるか、これは常に検討しているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 前回もご質問した、今回もこれ広聴についてご質問したわけですがけれども、これ、この趣旨ですよ。これ、本市の広聴活動が駄目だというわけじゃなくて、もっともっといいふうに改善できないかというところに私の考えの趣旨がございまして、そこをしっかりと受け止めていただいて、前向きな議論を進めたいと思うんですが、ちなみにこれ、本庁の広聴機能をすごく改善したいという前提というか、私の手法としては、他市のいいところを、これ要するにまねですよ、本市ができるところはどんどん取り入れていけばいいんじゃないかなというところで、ちょっと私なりに、表面的な形ですけども、ホームページあたりを見ました。福岡都市圏11市の広聴活動についてちょっと比較しました。

本市の広聴活動が非常に劣っているというわけではないです。ほかの市も、これもうちょっとかなというところもございまして。しかしながら、その中でも結構光る取組がありまして、それをちょっとところどころに織り込みながら進めていきたいと思っております。

次、自治基本条例の第15条第3項、意見に対する処理の結果を明らかにする等、誠実に対応すると。もちろんそうですよね。市民からいただいた声というのは、非常に宝ですよ。それをただ集めるだけで、ぞんざいに、もしくは回答もしない、どうなっているか分からない、最終的には市政にも生かされてないとなったら、私に匿名のお手紙いただいた方の不安そのものですよね。そうになってしまう。

そこで、この寄せられた意見なんですけれども、市民の声に適時、タイムリーに確実にご回答をしていますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） その匿名のお手紙というものが、もし可能であれば、いつかお見せいただきたいと思っておりますけれども、やはり我々もコロナもありました、令和もありました、そうした中で、日常の業務に加えて様々なイレギュラーな活動もあり、職員も非常に疲弊してきました。そうした中でも、やはりいただいたご意見は貴重なご意見として、そうした蓄積をし、そして対応もし、やってきたわけですが、やはりどうしても優先順位をつけざるを得ません。お一人だけの非常に特定の不条理などといいますか、少し感情が入ったお叱りだけでありました。

ら、なかなか対応というよりも、非常に個人的なご意見として承りますというしかできないこともやっぱりあるんですね。

しかし、やはり2通、3通と同じようなご意見がいろいろなところから、いろいろな世代の方から、いろいろな地域から例えば上がってきたときは、これはやっぱり皆さん、もうかなり多くの方が思っているんじゃないかということでやっぱりやっていかなきゃいけない。切迫度、文章にもそれぞれの皆さんの個性があります。そうした中で、やはり優先順位をつけざるを得ないということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 私が聞いたのは、いただいた市民の声に適時、タイムリーに確実に回答しているかということなんです。簡単なことです。

実は、私のところにも2名の方から、回答が来ないんだけどという話ですね。回答の内容とかじゃなくて、回答が来ないということについて、ここの場では白黒つけられませんので、これは担当課の方は申し訳ないんですけども、今までの市民の意見箱に寄せられたもの、メールで寄せられたもの、しっかり見直していただいたところで、回答がないものももしかしたらあるかもしれない、それをチェックしていただきたいと思います。

ちなみに那珂川市、10日で基本的には回答いたしますと。これ行政事務の処理ですね、標準処理期間を定めております。しかしながら、もし今市長が言われたとおり、案件によってはすぐ回答できないものがございますよとただし書。古賀市、小郡市は14日間。市民の方が不安になるのは、出した自分の手紙が届いたのか、まず分かんないことですよね。まずはその反応をすることが大事じゃないかと思っております。

では続きまして、寄せられた市民の声は、最終的には担当課で処理したところで、その意見をもう一回上に上がってくるとは思うんですが、市長のところまで上がってきて、市長が全て目を通しとるかということなんです。

ちなみに小郡市、ご意見は担当課で回覧するとともに、市長が拝見の上、回答させていただきますと。これ、私も小郡市で検証したわけじゃないですけども、小郡市は一応全てのものが市長のところまで上がってきて、それを目を通していただいているということだと思います。本市の場合はどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 様々あると思いますし、私が全て一言一句、目を通していかと言われて、全て通していきと言えほど、私も記憶力がしっかりしていないところもありますけれども、やはり担当ベースで、非常に意図的なものであれば、部長止まりで決裁を済ませているところもあるかもしれませんし、陳情もそうです。そうしたものもあるかもしれませんし、私までこれは伝えなきゃいけないということで、できるだけ早く伝わってくるということもあると思いますが、可能な限り私もあらゆる意見に目を通して、そしてその対応なり指示を私自身も判断してやっていきたいとは思っています。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 本市も、これ小郡市はこういうふう述べていますんで、本市も市長が拝見の上、回答させていただきますという文言は、これは上げていただきたい。これは私のお願いです。

続きまして、市民の声の提案状況及び処理状況ですよね。提案状況については、提案件数、分類別、提案分野別、提案内容、それで処理状況というのは、実施、また検討、保留、その他の理由等、これらを公表しているかどうかです。ちなみに糸島市は毎月集計、公表しております。全部です。

本市の場合は、それこそ先ほどご回答がありました。ホームページからの問合せはすごく増えていますと。令和3年度は1,197件とすごい数が集まっているんですけども、これの提案状況と処理状況を、これ公表しているか、これが非常に重要だと思うんですが、この状況についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） お答えいたします。

まず、市民の意見箱につきましては、件数やテーマごとの分類、一部の提案内容とその回答をホームページにて紹介しておるところでございます。

他方、ホームページ等々で寄せられる意見、かなりこれは多数でございますので、こういったものを、今申し上げたとおりではございますけれども、一部主立ったものを紹介しているというところがございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 市民の意見箱については、実は年間3件ですよね。3件、主立ったものって、これはあまり少くないですか。せめてこれ、先ほど言いましたとおり、糸島市、毎月集計するのはさほど大変じゃないことだと思うんですよね。

例えばお問合せとかは別ですよ。でも、提案とか市政への提言、そういうものはある程度まとめた形で公表すべきではないかと思うんですが。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、お問合せの内容と提言、これが分けられるのかどうかということからお話しさせていただければと思います。

市民の意見箱やホームページで寄せられたメッセージ、かなり多種多様でございます。先ほど市長からも答弁させていただきましたけれども、非常に提言なのか要望なのかお問合せなのか、受け手の主観によって異なる場合もございまして、線引きが容易ではないということがまず多くございます。

このようなことから、無理に線引きをせず、意見箱やホームページ、各担当窓口などで様々なお問合せやご意見に対して、関係部署で共有し、可能な限り皆様のご意見を市政に反映できるように努めているというところがございます。

さらに付け加えさせていただきますと、いただいた意見の中には、公表を望まれないものも
ございます。個人情報が含まれたもの、こういったものも公表になじまないと考えてございま
すので、様々な課題があるのかなと、多くあるのかなと考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） でもですよ、市民の意見箱、平成30年は提案件数111件、けれども公表
したのは3件。令和元年89件提案、3件。令和2年71件、提案3件。どんな3件かと思うんで
すよね。

それで、先ほど提案と質問が分けられないと言いましたけれども、それは理由にならない。
ほかの市がやっているから。私は見せていただきましたけれどもね、非常に、ああ、こんな意
見が出てきているのかと非常に感心したところです。よくまとめてあるなと思います。それは
言い訳にならないと思います。

もう一つ、年度ごとの報告書をなぜまとめないのか。月ごとの集計もございますよ。けれど
も、年度ごとのまとめ方ですよ。うちの場合は、市民の意見箱に寄せられたものを3件出す
だけで年度でくくっちゃうのは、非常に乱暴。逆に寄せられた市民の方に対して失礼。

ちなみに大野城市は、年度ごとに報告書をまとめております。これですね。市民の声で変わ
りました報告書という形で、これ件数だけじゃなくて、実際にそれを施策として生かした実例
も書いてありまして、非常にこれいい報告書だと思います。

前はデータベースにしましょうと言いましたけれども、難しいですよ。でも、この紙ベ
ースの報告書、年度というのは、非常に我々も取り組みやすいんじゃないかなと思います。こ
れはぜひご検討いただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、公表の関係、どこまで横展開すべきかどうか、
そういったこともありますので、決してやりたくないといったことではなく、今できるものを
やってきているというところでございます。

その上で、今議員ご指摘されました報告書みたいなもの、こういったものについては、これ
までも我々内容を研究してきたところでございます。寄せられた意見につきましては、こうい
ったものをどう公表していくのかというものは、他市の状況も踏まえながら、様々な角度から
研究、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） よろしく申し上げます。

そしたら、2点目のコロナ禍において機能の低下が懸念される本市の広聴機能の課題につい
てということで、ご回答の中で、市長と語る会ですよ、こちらのほう、今まだコロナがな
かなか収束、先が見えない状況であり、なかなか予定が立たないということですが、そ
こでSNSとかオンライン、これを使ったところで市長との意見交換というところでやろうと
取り組もうとしているんですけれども、ちなみに議会もようやく意見交換会をちょっと考え始

めたところですが。もしかしたら市長と語る会よりも先に、議会の意見交換会ができるかもしれませんね。

そうしたところで、先ほどタコスキッド議員の質問の中でもございましたね。これは市長と語る会の状況について、タコスキッド議員、そのときは一市民としてのご意見だったと思いますけれども、それこそ意見を言う時間が少ないよということでしたね。実は私も同じ意見です。

ちなみにこれは平成30年度、令和元年度、コロナがありまして令和2年度と、22か所において市長と語る会をやっておりますけれども、そのデータをちょっと見ますと、出席者数は平均29人、提案者数は8人、提案件数は11件、平均ですよ。それで、発言時間50分ですね。これ、1回の市長と語る会は90分ですよ。その中で約半分が市からのお知らせですよ。私が参加したときは、防災とごみだったですね。そのお知らせをいただきましたところで、後半、残りの半分を意見交換会に充てるというところでしたが、私はちょっと少ないかなと。やっぱりそこに参加した市民の方からも、意見交換の時間をもっと取るべきじゃないかというご意見をいただいていた。

市長と語る会ではアンケートを取っていますよね、アンケート。そこでこの市長と語る会の企画内容ですよ、そこら辺でどういうご意見が多かったか。もしかしたら、私とかタコスキッド議員が思っているように、意見交換の時間が短かったんじゃないかということがご意見が多いんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 意見様々あるかとは思いますが、我々が把握している限り、意見交換の時間が短いというのがかなり多かったというふうには認識してございません。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） これも要望ですよ。議会も意見交換会の時間を増やそうかなというふうなほうに動きつつあります。市長と語る会も、広聴機能の確保、拡充ということであれば、広報じゃなくて広聴ですよ。そこら辺の部分をしっかり時間を取られたほうが、ますます市民の意見を集められて、もっと市民との間が近くなるんじゃないかと思っております。

そこで、これちょっと、今回広聴という形で確認しているんですけれども、実はどうしたら広聴機能をもっと充実できるかというところで、私も悩むところなんです。そこで、ちなみに本市の場合は広聴広報係ですよ。広聴広報係。広聴する活動と広報する活動があるんですけれども、これ何とも答えにくいところなんでしょうけれども、広聴と広報、割合としてそれが、私は何か広報に偏っているかなと。例えば広報が70と、広聴が30とか、そういう表し方はちょっと乱暴ですけれども、ご自身の考えとしてはどうですか。半々というのがベストだと思うんですけれども。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 広聴広報係という名前自体が、私自身が就任して変えたわけでもないですし、以前から使われている係名でありますけれども、私はちょっと組織の改編というのは、やっぱり職員もいろいろ右往左往するでしょうから、あえてせずに今までできましたが、ただ広聴という言葉自体が、私も今まで生きてきてほとんど使ったことがないんですね。ですから、ちょっと名前自体もどうなのかなというのはあるんですが、それを前提としまして、広聴と広報がどれぐらいの割合というのを考えたことはありませんけれども、やはりいわゆる広聴も広報も非常に重要で、どちらもしっかりとやっていかなければいけないという思いです。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 広聴という言葉あまり聞いたことがなかったと、ちょっと衝撃でした。私が一般質問するのは、ほぼほぼ市民の声を題材にしているんです。私が、私発の発議で実はなくて、大概が市民の声をほぼ100%です。できれば太宰府市長として広聴、聞く耳ですよ、そこをしっかりと、なかったというのは衝撃ですよ。これ、市民の声を聞くというのは基本のキだと私は思います。これ大事にしてほしいと思うんですが、ちょっと組織の話に行きますね。

もともと私が来る前から広聴広報係だったと。それをいじるのは非常に職員が右往左往するんで、非常にはばかれるということですけども、ちなみにこの広聴広報係、職員の体制はどうですか、課長以下何名ですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今の時点で、新たに担当課長をつくりまして、さらには係長が1人、係員が1人という状況であります。

それで、先ほどの話で、意図的に広聴という言葉を使ったことがないのは驚きだというご批判につながられましたけれども、私が一般の用語として広聴という言葉はあまり聞いておりませんで、常々政治家として耳を澄ませて、あらゆる市民の方の声に耳を傾けるということは当然のことでありまして、それは私はむしろ子どものときからやってきました。この20年間、政治家としてもやってきました。市長としてもまさしく日々、昼夜間わずやってきたわけでありまして、ただ、広聴という言葉自体が、今まで私が生きてきた中であまり使ってこなかった言葉だと申したままであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 市民の声を聞くというスタンスは前からあったということは理解します。

この広聴なんですけれども、これは私の解釈ですよ。これ、組織として市民の声を聞くというのが広聴だと思っています。ですから、これは今、広聴広報係の職員の体制、課長以下、係長1名、職員1名、実際に2名体制なんですよね。これで、私がさんざん言いました収集して分類、解析して、それを生かすなんて、もう申し訳なくて言いにくくなりました、これ見たら。これでできるのかよと思いますよ。

なおかつ、課長さんですよ。課長さん、かわいそう。広聴広報担当課長とシティプロモーション担当課長、秘書担当課長ですよ。これ給与3倍ですか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 給与は多分一緒だと思うんですけども、私自身、これはもう個人的にもなっていますけれども、やはり近隣は秘書広報課という形態が多いですね。全国回っていますと、市長公室とかそういうところもあるんです。やっぱり残念ながら、秘書係長、広聴広報係長ですと、係長クラスですから、やはり他のかなり部の方と部長課長クラスと話す上で、なかなか意見が通らなかったということもあったんです。ですので、今回担当課長という、ちょっと個性的でありますけれども、担当課長をつけまして、かなりそういう意味では広聴広報機能も秘書機能も高まってきたとは認識していますけれども、ただ一方で、やはり人数的には足りない。ただ、これを増やそうとすると、ほかの部署にも影響が出てきますので、私の周りのとか、私の活動のところばかり増やしているというご批判にもどうしてもなってしまうところで、今非常に悩んでいるところであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 私も広聴機能の充実ばかり一方的に要求したら悪いかなと思って、それで組織の体制、人の配置を見たところなんですけれども、先ほど福岡都市圏11市の状況を、これインターネットではありますがチェックしました。そこで、私、ここいいなという広聴広報をやっていたら近隣某市の広聴広報の課の職員の配置体制を見ました。うちは2人ですけども、その某市は6人です。課長以下ですよ、6人。プロモーションまで合わせると12人体制、課長以下。これはかなわんなと思いました。我々の仕事が悪いわけじゃない。これは組織の構え方が違うかなと思っています。やっぱりそのような組織体制を取ると、それなりの仕事ができるんじゃないかな。今の状況じゃあ、非常に課長以下2名の方は、私さんざん言いました、ごめんなさい、無理です。無理です。これを組織としてしっかり構えておく必要があると思います。

それで3点目、市政モニター制度や相談窓口の開設など広聴機能の充実に向けた新たな取組の予定と、それを推し進める意欲についてお伺いしたところですけども、なかなか新しいアイデア、SNSとかオンラインというのはございましたが、これも自治基本条例第14条第3項、市政運営に有益な情報を積極的に収集するということなんですけれどもね。これ、僕も、どうしようかな、これ新しい方法を使って、じゃかじゃかこれ以上集めなさいというよりも、今の状況で集めた意見をしっかり分類して、それを生かすというほうに注力したほうがいいのかと思いますので、これはそれができた暁での新しい取組にしたいと思います。

それで、1件目ちょっとまとめたいと思います。

広聴活動の目的は、市民の意見を集めて、寄せられた意見を分析し、それから抽出した政策を市政に生かすこと、これはしっかり行いたいところ。広聴活動のまとめとして、市民の意見の収集、分析や反映の状況を年度ごとに取りまとめて公表することをしっかり行いましょう。

まずは何より、広聴機能の充実を図りたいところです。そのためには、広聴広報係の組織強化ではないでしょうか。課長が3つの担当課長を兼務して、係員は2人体制というのはあんまりだ。ぜひとも体制の充実を図り、広聴機能の向上を図っていただきたいと思います。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 2件目のウィズコロナ時代に本市が目指すべき観光の形についてご回答いたします。

政府は去る6月10日、新型コロナウイルス感染拡大の影響でこれまで停止しておりました訪日外国人観光客の受入れ手続を、約2年ぶりに再開しました。観光目的の訪日外国人の入国は、入国者数の上限が設けられるとともに、添乗員同行のパッケージツアーに限定されており、入国手続等の関係で、本格的な入国は6月下旬から7月上旬になるとの見通しでございます。

また、政府は、国内旅行の喚起を図るため行っていた都道府県単位による県民割の適用対象範囲を全国に拡大する方向で、7月中の開始を軸に検討しているとのことで、今後、国内外から本市を訪れになる観光客数の増加が見込まれます。

本市におきましては、6月7日に観光庁が示した外国人観光客の受入れ対応に関するガイドラインを基に早期に準備を進め、新型コロナウイルス感染症対策本部会議でも審議し、6月10日の受入れ再開日に市独自の取組を加えスタートさせております。

取組の内容につきましては、事業者向け、市民向け、観光客向けのリーフレットや外国人旅行者向けの多言語サービスに関する案内チラシ等を配布するとともに、市内観光施設などにおいて多言語対応の感染拡大防止に関するピクトグラムを掲示するなど、外国人観光客への周知も図っております。

また、ウィズコロナ時代に本市が目指すべき観光につきましては、新元号令和の発表や新型コロナウイルスへの対応などの環境の変化を織り込むといった、太宰府市観光推進基本計画の追加変更を令和3年4月に行い、令和3年度以降はこれに基づいてPDCAを回しているところでございます。

今後につきましては、国内や欧米からの観光客増をもくろみ、古民家を改修したホテルの誘致や令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトを起爆剤とした地場土産産業やグルメ、スイーツの開発など、楠田市政以降追求してきた令和の都太宰府にふさわしい観光の形をさらに推し進め、回遊性を高め、滞在時間を延ばし、客単価をアップさせることで、本市への経済・税収効果を引き続き飛躍的に向上させてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今回の2件目の質問も、これ実は令和3年9月議会で質問しております。ポストコロナがいつになるか見えない状況での質問でしたので、今回は入国制限の緩和と

円安効果等により、外国人観光客数の回復が予想以外にあつという間に進むのではないかと
いう予想の下に、質問を進めたいと思います。

ちなみに私も参道周辺、週末とかちょっとのぞいたりするんですけども、最近の週末の参
道周辺の来訪客の状況についてご説明いただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 現在につきまして、参道のほうでございますが、ゴールデンウイ
ークにつきましては、ゴールデンウイーク期間中、4月25日から5月5日まで、対前年比ではご
ざいますが、約1.9倍、そういったもののデータがございます。そのデータに裏づけされます
ように、国内の旅行客、日帰りの旅行客、こういった人出が増加しているというのを今感じて
いるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね、まだ観光客が、外国人観光客、インバウンドはまだこれか
らでしょうから、まだ団体観光客というところですからね。今のところ国内の来訪者が増えて
いるような状況を私も肌で感じるところなんですけど、予想外に早く進むんじゃないかなと。

ちなみに私も参道でちょっとお土産物屋さんで聞きました。修学旅行が出てきているんです
よと。そういった形で日本人の団体客というのが増えてきている中で、これ本市の考え方とし
ても、ゆっくりできないかなと。ある程度早い形で太宰府の観光の新しい形というのを再構築
しないといけないかなと思っております。

先ほど申しましたとおり、コロナ前の状態への単なる原状回復を目指すのか、持続可能な観
光など今までとは次元の異なる観光の新境地を目指すのか、どちらを目指すのか、ここは心意
気ですよね。これについて、まずちょっと心意気を聞きたいんですが、よろしく願いしま
す。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） ただいまの質問でございますが、持続可能な開発目標、これは官公
庁のほうガイドラインをお示しをしているところでございますが、この取組につきましては
は、私ども太宰府市につきましては、第2期の太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に織
り込まれておりまして、全庁的にSDGs、持続可能な開発目標の考えに沿った事業計画、事
業展開を既に行っておるところでございます。

観光基本計画の追加変更にも、まちづくりビジョンの策定という環境変化の文脈で織り込ん
でいるところでございます。

そういった持続可能な観光ガイドライン、それに基づいてでございますが、本市の観光関連
施策におきまして検証いたしましたところ、現在7割程度達成できるところを確認しておりま
して、この分につきましては、次期の観光推進基本計画には取り入れる予定でございます。

一方、目指すべき観光の形の変化についてでございますが、新型コロナウイルスによる規制
が徐々に緩和されつつありますが、感染拡大の収束についてはまだ予断を許さず、国や県の方

針、施策等の見通しも現状定まっていな状況でございますので、今後の感染状況、国、県の動向を注視しつつ、引き続き令和5年度が計画期間である現行の観光推進基本計画の改定に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

あわせて、多くの観光客にお越しいただくため、また疲弊した観光産業活性化のため、令和4年の補正第2号にてご承認いただきました市の単独事業でございます観光地活性化事業、これにつきましては現在準備を進めているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございました。しかしながら、これ前回は、そのときは新しい観光の形とは言いませんでしたが、目指す方向性をお聞きしました。そのときもあまりこれ、新しい感が私はなかったんですよ。というのが、今までの延長線上で、コロナというものがありました、やっぱり新しい延長線じゃなくて、今までの延長線上での到達点というのはほぼほぼ予想がつくような目標だったのかなと思って、ちょっと残念だったですね。

私も持続可能な観光なんて全然分かりません。分かりませんが、何かここで、このターニングポイントをきっかけにして新しい観光の形を模索しなければ、やっぱり日本の一地方の、それも一太宰府の一観光地で終わってしまうんじゃないかなという気がしております。

ちなみにこれ、先日これ、つくしJ C主催の講演会、これ私たまたま、たまたま視聴しました、たまたま。これを目当てに見たわけじゃなくて、たまたまのぞいたら、非常に面白い取組が岐阜県の高山市の事例を紹介しておりました。そこでは、アフターコロナを見据えた取組をしっかりと立てていらっしゃいました。

ちょっと私がすごくいいなと思ったのが、プロモーション戦略部海外戦略課なんていうのが組織にあるんですね。本市の場合は、ここまでぶっ飛んだ組織改編はないと思うんですけど、これは恐らく担当の方はご覧になったということでしたので、ここのプロモーション戦略部海外戦略課ですよ、岐阜県の高山市なんだけれども、すごい大胆な取組を、実は今始めたわけじゃなくて、ちょっと前からやっているみたいです。

本市どうでしょうか、これ。こういう形でチャレンジしてみる気持ちはありますか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 私も岐阜県高山市の講演につきましては動画で拝見いたしました。

高山市の地理的、歴史的特徴を把握をし、地域の課題解決のためにインバウンド観光を推進するといった方針、体制について参考にさせていただき内容があったと感じているところでございます。

海外インバウンドの集客ターゲット層拡大につきましては、既に観光推進基本計画におきまして、欧米豪・滞在型の来訪者を増やしていくことが重要であると明記し、取り組んできた課題でもございます。また、新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年度までは、職員が直接海外へ出向き、本市のPR、現地観光関連事業者向けの商談会への参加、チームを組んで実施し

ていたところでございます。

今後インバウンド観光の充実、拡大につきましては重要な命題と捉えてまいりますので、体制につきましても調査研究してまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） もう時間も時間ですので、まとめます。

予想される一番悪いパターン、また言いますね。観光客インバウンドの自然回復により、何となくコロナ前の状態に原状回復してしまうことだと思います。コロナ禍を契機に、今までとは違う異次元の、次元の異なる観光の新境地を目指すには、観光推進基本計画の見直し、そのとおり。それに基づく実施計画の策定が必要だと思いますけれども、やっぱりこれ、先ほども申しましたね。組織としての機構改革ですね。観光推進課というだけで果たしていいんだろうかと。岐阜県高山市のすごい大胆な機構改革が必要なのかなと思っております。

それで、1件目もそうです。1件目も広聴機能の充実と言いましたが、そこでもやっぱり機構改革というのがポイントになるんじゃないかと思っております。

1件目のところで、広聴課の配置人数をちょっと調べたところで比べさせていただきました。片や課長以下2人、片や課長以下、両課で12名という状態で、これ人数だけをチェックしようと思って、この組織図を私取り寄せたんですよ。そしたら、人数もさることながら、組織としての構え方が、この広聴広報だけじゃなくて、観光だけじゃなくて、非常にびっくりしました。それで、これを今言葉で表すのは難しいんですけども、これ両方とも、1件目、2件目とも両方なんですけれども、これ機構改革というところに踏み込まないと、この1件目、2件目が解決できないんじゃないかと思っております。

最後これ、機構改革というところまで、2つの1件目、2件目、解決するために踏み出そうという決意は市長にございますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 機構改革につきましては、実は私、大学生時代から非常に関心の高い、行政学のゼミなども入っていましたので、高い分野なんです。ただ一方で、やっぱり過去、機構改革があまりにも毎年のように行われる中で、職員が非常にやはり二転三転していたということも聞いてきまして、そうした中で、機構、組織も重要なんですけども、やっぱりそこで働く人がどう力を発揮してもらえるか、また連携を、課が違っても部が違っても行うことができるのか、そういうところに私自身、ある意味、絞って今までやってきました。

しかし一方で、もう既に公約でも述べていますし、総合戦略でも述べていますし、今役所内でも議論を始めておりますけれども、やはりそうした中でも組織的に何か変えていかなければいけない。ただ、福祉もありまして、様々な、教育もありますし、本当にどの部署も、太宰府市自体が全国的に見ても人口比からすると非常に職員が少ないですので、どの部署も人が足りない中でやっている中で、思いどおりの形になるかというのは非常に悩ましいところもありますが、いずれにしても、市民の方々が、議員の方々がより満足していただけるような形に

なれるように、機構的にも、また職員の能力アップにも、私自身がまずは頑張っていかなければいけないと思っております。

(7番木村彰人議員「終わります」と呼ぶ)

○議長(門田直樹議員) 7番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで15時45分まで休憩します。

休憩 午後3時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時45分

○議長(門田直樹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

[4番 森田正嗣議員 登壇]

○4番(森田正嗣議員) 今議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしておりました2件について質問をさせていただきます。

1件目は、太宰府市体育複合施設新築工事の情報公開請求に関わる非公開処分の取消しを求める訴訟事件判決、福岡地判令和4年3月30日と情報開示の関係でございます。

この事件は、そもそも平成26年7月1日に、太宰府市につきましてこの目的物の入札が公告されたことに端を発しております。それで、この件につきましては、第1次入札が不落に終わりまして、これが一般入札として駄目だった。第2番目に、同じく平成26年に指名競争入札が行われまして、これが第2の入札として、ここで戸田建設のほうが落札されたという経緯がございます。

それで、市民のほうからは情報公開という請求が起こってまいりまして、そのうち本件について一番マッチする分だけを申しますと、平成30年4月9日に、見積一覧表を対象として情報公開請求を行ったわけでありまして、このときに4月9日に、各製造業者の見積額と見積査定率を除いて公開すべき旨の決定をしたという処分がなされました。

そしてその後、原告らはこの件について、さらに令和元年6月13日に、それぞれの見積表と見比べ表の構成をなしています見積額のうち、最も低額な見積額の情報について情報公開請求を行ってございましたけれども、令和元年6月27日に市長は、見積額が本件、つまり太宰府市情報公開条例第10条第3号の法人情報等及び同条第5号の事務事業に支障を生じるという情報を該当することを理由に、見積額を非公開としており、それ以外の情報を公開とする旨の一部公開決定をしたわけでありまして、

そこで原告は、その後、市長のほうは審査会の答申を経て審査請求を棄却しまして、原告側は令和2年5月18日に非公開処分の取消しを求めて本訴の訴えを提起しております。

先ほどご紹介申しましたとおり、令和4年3月30日、福岡地裁は結局判決を出しまして、太宰府市長が令和元年6月27日付で原告に対してした情報一部公開決定のうち、見積比較表の製造業者の見積価格を非公開とした部分を取り消すという、その処分の非公開処分ということ自



体が違法だと認定して、取消しをしております。

この事件で私が問題としておりますのは、1つは、太宰府市自治基本条例の関係でございます。もちろん市としては、ご自身の入札事務に関して、裁量事項であるから、いろいろなるべく進みやすいように配慮をされていくという考え方は分からないではございません。

しかしながら、最終的に裁判所側が出してきた結論というのは、この情報というものが、市が述べられるように、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することによって当該法人等、または当該個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるものという、これに該当しないという判断をまずいたしました。

そしてさらに、第5号で市のほうが争っておりました、公開することが、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがある、または市の将来の入札事務に著しい支障を生ずるおそれがあるという形で判断を下されているわけであります。

判決は、様々な客観的な理由を出しておりますけれども、そのときに裁判所側が判断の前提となるものとしてどういうものを出してこられたのかと。まず、第10条第3号の法人情報というものは、どういうものがこれに当たるのかということで、単に当該情報が通常他人に知られたくないというだけでは足りない。当該情報が公開されることによって、当該法人等の競争上の地位、または事業運営上の地位、その他社会的地位が害されると認められるべきことを要すると解すべきであり、またそのことが客観的に明らかでなければならないとして、第10条第3号の該当性についての判断基準としております。

さらに、先ほど申しました第10条第5号、第三者の信頼を害するからということですね。それにつきましても、この第5号のおそれについては、単なる確率的な可能性、つまり抽象的なおそれではなく、法的保護に値する蓋然性、具体的なおそれが必要であり、行政機関の主観によるのではなく、そのような具体的なおそれがあるかを客観的に検討する必要があると解される。そして、こういう判断基準をもって、今回の原告と被告のそれぞれの論点をめぐる主張について決着を与えたという経緯でございました。

私は、ここの点で一番問題にしたのは、こういう客観的な基準の中に立って、今回の見積価格というものが一応、いろいろな附帯条件はあったとしても、そのことについて、次の予定されるかもしれない公共工事のときの見積りということが起きてきた場合に、住民側が再度、もし訴訟といいますか、争われてきたときに、情報公開の請求をするということは十分あり得ると思います。

それで、私自身は、福岡地裁判決が出してきた客観的な基準で、それぞれ法人の保護情報ではない、あるいは第10条第5号の第三者との信頼関係を害するとか、それから将来の入札事務を害するおそれがあるということは言えないと言われたいろいろな条件をクリアしたものについて、当該太宰府市が開示をなされるのが妥当なんではないか。これは太宰府市自治基本条例第14条の中に、市が抱えている事項というものは、市民との共有の情報であって、そのことを

丁寧に出しておかないといけないという条文がございますけれども、これに該当するのではないか。つまり、もし次の情報公開の請求があったときに、それに反するような判断をされるということは、恐らく自治基本条例が望んでいる情報を共有するという形、あるいは将来の入札事務、そういうものの適正を市民が適法に監視していくということに何ら利益を与えないのではないかという趣旨で、1問目の質問をさせていただいております。

次に、2問目でございます。

市長は、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略をおつくりになりました。これはちょっと私がおの場所にはおりませんでしたけれども、これと太宰府市自治基本条例との相互関係についてお尋ねをしたいと思います。

太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、太宰府市の行政執行の一環として考えられているようですけれども、果たして策定手続に住民の意見を採用する機会がどの程度与えられたか不明であるということで、ご見解を伺いたいと思います。

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 事前に質問原稿をいただいておりますので、それに沿ったところで1答目のみ回答させていただきたいと思います。

まず、1件目の太宰府市体育複合施設新築工事の情報公開請求に関わる非公開処分の取消しを求める訴訟事件判決と情報開示についてご回答いたします。

まず、訴訟内容といたしましては、ただいま議員のほうからご説明がありました太宰府市体育複合施設新築工事の積算に関しまして、平成26年に市が作成いたしました見積比較表、これは見積比較検討書と申しますが、その複数業者の見積額のうち最も低額な見積額等の情報公開請求に対しまして、市が決定した処分、一部公開決定としておりますが、その取消しを求められたものでございます。

争点につきましては、太宰府市情報公開条例第10条第3号による見積比較表の製造業者等の見積価格を公開することが、製造業者の競争上及び事業運営上の地位を害するか、また、太宰府市情報公開条例第10条第5号による当該情報を市の判断で公開した場合に、本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあり、将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれがあるかが主な争点となりました。

判決といたしましては、見積比較表に記載された見積額について、契約を前提とした見積りではないこと、公開を求められているのは見積価格のみで、見積書の内訳は分からないこと、見積価格は平成26年のものであり、請求がありましたときから見ますと約5年が経過したということにより、情報の価値が低下したこと、本件工事見積依頼時に非公開を条件としていないことなどの理由によりまして、約5年前の見積額及び市の査定率であれば、見積業者の地位を害するとは認められず、また将来の建築工事の予定価格の類推にもつながらないとの判決内容

でございました。

令和4年3月30日の判決につきましては、残念ながら本市の主張が認められない結果となりましたが、これを受けまして今後の対応を検討した結果、控訴期限を待つことなく、令和4年4月8日に臨時で記者会見を開催いたしまして、市長自ら市民の皆様に向けまして、このたびの判決を重く受け止めるとともに、市民との信頼関係を第一に考え、控訴しないことをあえて選択したことや、今回の決断を契機として、さらなる説明責任を果たすことで、市民との信頼関係の醸成を進め、過去からの一刻も早い脱却を図ってまいりたいとの考えをご報告することで、早期の解決を図ったところでございます。

入札事務に関しまして、今後見積書の見積価格につき情報開示請求がなされた場合には、具体的には個別判断が必要と考えております。市が作成した文書を開示するという事を通じまして、開かれた市政の一層の推進に努めておりますが、市の文書の中には個人情報等保護すべき情報も含まれておりまして、これらについては太宰府市情報公開条例第10条各号において非開示とすべき情報が定められておりますので、条例に則した厳格な対応が不可欠なものと思っております。

今後も情報公開につきましては、より一層適切な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

一応市のほうも認めていただいているようですけれども、1つは、ここでこの福岡地裁判決で出てきたそれぞれの第三者との信頼関係を害しないとか、それから将来の入札事務に影響を与えないというふうな判断は、判決理由ではあったとしても、仮にもし同一の原告被告双方間で争った場合に、もうそれは市のほうが不控訴ということで裁判は確定しておりますので、その点について市のほうで2度めの反論はできないという形になります。

もちろんそのことを私は問題にしているわけではありませんで、先に、この後やはり公共の入札事務が生じた場合に、前回あったことですから、またあるかもしれません。そのときにやっぱり入札に当たりましては、見積価格について出せるのか出せないのかということは、一つの情報開示基準として、市民にとってはかなり有効なといいますか、有用な判断の基準ではないかと思えます。

その場合、もちろん福岡地裁判決も、例えば見積価格を提供した第三者がこれは非公開としてくれという留保をつけた場合とか、特別に何らかの理由があつて、この見積価格を公表とすることは避けてもらいたいというそういう事実があるならば、それは非公開としても差し支えないのではないかという判断を示していらっしゃると思います。

したがって、今まで実をいいますと、この点について、太宰府市に見積価格の公表ということについての判断事例は先行事例がなかったわけですね。今回初めてこういう事例が出てきた。そうしますと、少なくとも前の事例と照らし合わせて、次回出てくる入札、そういったも

のでもし見積価格の提示があった場合に、ここまでは許される、つまり公表が許される見積価格なのか、公表が許されない見積価格なのか、情報開示をなさる機関で一種の運用基準をおつくりになるべきではなかろうかと思えます。

それで、できればそれを公表されておくことが、先々、太宰府市の行政文書に対する信頼、そういったものが増えてくる。これはもちろん、先ほどから申し上げておりますけれども、太宰府市自治基本条例というのは、あくまでも市と、それから市民との協働によって太宰府市をつくっていくという、そういう精神で成り立っている以上は、そういうふうな仕組みを変えていかなければいけないのではないかというふうに思っているわけです。いかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 今回の見積価格の公開につきましては、あくまで総合体育館という本当に特殊建築物の中でも特殊建築物、めったにないようなもの、近隣でもそうそう起こらないようなもの入札ということでした。ですので、そういった意味合いで、今回につきましては特例といいますか、例外的にといいますか、そういうふうな意味合いで控訴等もなかったものと。市長も以前からこの問題につきましては、ずっと悩んでいらっしゃったところでもありますし、市民の理解を求めべきだということも、ずっと市長もおっしゃってあったところがございます。そういった判断の中で、市長はご判断いただいたということで考えております。

ただ、今回この訴訟の中で示された一定の基準でございますが、あくまでも今回の事例について、事実認定をされた上での判決ということでございます。他の訴訟、もし別の案件、入札案件があった場合に、全くこの案件と事実認定が合致するものであれば、今議員おっしゃったように、一定の基準の下に、私ども公開することになろうかと思えますが、恐らく入札はいろいろな種類がございますので、全く同じ基準ではなかなかないのではないかと考えております。

ですから、個別判断でそこはやっていかないといけない。これは議会連絡会の中でも私どもご報告をさせていただいた中で、私のほうで説明をさせていただいたところです。

ただ、一番最後に申し上げたのは、判決に至るまでの判旨というのがあると。まさに先ほどから申しております裁判官、裁判所の方が判断をいたしたその意見、考え方なりは尊重していかないといけないと私どもも当然思っておりますので、基本的にはそういうふうな形で進めていきたいと思っております。

情報というのは、おっしゃるように私ども隠すつもりは全然ございません。公開をするというのが基本原則で考えております。ただ一方で、公開することで不利益を被られる方もやはりあります。特に入札情報であれば、請求された方はもちろん情報は得られる、公開すれば得られますが、それによって入札価格が上がるかそういうことになれば、市民全体の不利益ということにもつながりかねませんので、私ども一件一件、その辺のところを慎重に判断しながら

ら、公開するあるいは公開しないという判断をさせていただくことになろうかと思います。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。対応において私の意見とそうそう差異はないと思いますけれども、基本的な姿勢と申しますのは、あくまでもどんな機密事項であれ、いわゆる機密事項、絶対的に機密であり、それを漏らすことによって第三者に回復することのできない不利益が生じる、これ以外は普通秘密事項ってないんですよね。

だから、もちろん入札事務に当たって見積価格を出されてきた事業者の営業上の競争力、そういうものが阻害されるというのが、私どもは普通名誉毀損とか個人情報保護条例で言われている個人の同一性とか、そういったレベルのものとは違って、あくまでも営業上の理由の秘密ですから、そのあたりのアクセントの置き方はかなり違ってくると思います。

確かに市におかれましては、そういう入札の事務を遂行するためには、そういったことも十分勘案していかなければならないのはよくよく分かっておりますけれども、その点もよく加味して、少なくとも何らかの形で、今回の場合はこういうことで開示になったんだという一つの事例として記録されていて、これが次の事件のときに果たして通用するのかどうかということ、また別の問題ですけれども、しかしそれも、例えば今回の判決は公知の事実で判決文として出されていますから、皆さんご存じなわけですね。ご存じのはずなんですけれども、それでも現実には実際のところ、担当課のほうに請求をしてみて、あ、駄目なんだということが、客観的にこういう事件でこういうことが条件では許されましたという一つの先例としてお出しになるのが、情報を共有していくということの本質ではないのかというふうに思っているわけですね。

だから、先ほど来、木村議員がいろいろな形で機構改革のお話をされておりましたけれども、今までは少ない費用で多大な効果を得るという形で運用されていたと思いますけれども、自治基本条例が施行されたときは、このときは前提条件が、この後、財政的に地方財政が逼迫していくということの大前提に、それを担う人間が、住民もしくは市民に依拠せざるを得ないという時代的な流れがあって、それを可能にするためには、自治基本条例のような形で運用していくべきではないかということで、これが成立したという経緯がございますので、その意味で、これから恐らく市の職員さんだけでは賄えない。ましてや先ほど来からお話を伺っていますと、広聴の関係についても人員を増やさなきゃいけない。介護の関係、福祉の関係、それから今でいけば教員の関係、もうありとあらゆるところで、公務員だけを増やしていけば事は済まないという時代に私たちは立ち入っちゃっていますので、その点も含めて情報公開ということとはよくよく勘案されるほうがよろしいかとは思っております。

結構です。初問はこれで結構でございます。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 2件目のほうについてお答えさせていただきます。こちらにつきましても、事前にいただいた原稿とちょっと読み上げの内容が違いましたので、事前

にいただいた原稿に基づいて答弁させていただきます。

2件目の太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略と太宰府市自治基本条例についてご回答いたします。

まず、1項目めの太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的と対象範囲についてであります。本市におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画として、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆるまちづくりビジョンを策定しております。

まち・ひと・しごと創生法において、まち・ひと・しごと創生とは、我が国における急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することとされており、まちづくりビジョンにおいても、このような目的の下、関係する施策について定めているものです。

次に、2項目めの地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きから見た太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の制定経過の検証及び3項目めの太宰府市自治基本条例から見た太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過の検証につきましては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

第2期まちづくりビジョンについては、内閣府の手引きにある住民・産官学労言士の参画と推進組織を踏まえ、市内在住者や市内で事業を展開する方をはじめとする、当時考え得るベスト・アンド・ブライテストたる17名から成る太宰府市総合戦略推進委員会及び市職員をメンバーとした総合戦略ワーキンググループにて協議を行い、素案を策定した後、パブリック・コメントを実施することで、広く市民の皆様のご意見をいただきました。

また、議会の皆様へは、策定段階であります令和2年1月の議会連絡会において太宰府市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略素案の策定及びパブリック・コメントの実施についてご報告させていただき、その後も議会一般質問や施政方針などを通じ、累次にわたり説明を重ねてきたところです。

そして、策定に際しましては、またこの策定に留まらず、選挙時の市民との約束たる市長公約に基づきつつ、市民意識調査や市民の意見箱、ホームページのご意見だけでなく、市長自らSNSでの双方向でのコミュニケーションや、日頃から市長室やイベント現場などにおいて様々な方とご意見を交わすなど、市長ご自身、いわゆる政治家としての日常活動を通じて、常々広聴機能を意識しながら取り組まれてきたところです。

このように、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き及び太宰府市自治基本条例の趣旨を踏まえ、幅広く市民の皆様のご意見をお伺いし、策定に至るまでのプロセスを重視しつつ、本市のさらなる飛躍を目指し、第2期太宰府市まちづくりビジョンを策定いたしました。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

そこで、お尋ねですけれども、このまち・ひと・しごと創生総合戦略というのは、最終的には、今ご回答に示していただきましたとおり、急激な少子・高齢化の進展に的確に対応して、人口減少の歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたる活力ある日本社会を維持していくためというならば、太宰府オンリーという話ではなくて、日本国全般の課題を肩代わりといいますか、分担してご計画をおつくりになったんだと思います。

そのこと自体は何ら異とするところはないのですけれども、どうしても、今る手続の過程において問題がございませんでしたというご報告をいただきましたけれども、まず地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きというのが令和元年12月に内閣府地方創生推進室から出されております。ここによりますと、内閣府地方創生推進室が出した手引きの4ページの策定プロセスの重要性によれば、戦略策定に当たり、地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え、地域の将来像を考える観点から、ワークショップにより幅広い意見を吸い上げるなど、幅広い層の住民をはじめ、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業などの多様な主体の参画を得るなど、地域の特性に応じた検討プロセスを経て策定することが重要であるとあります。

また、同5ページの住民・産官学労言士等の参画と推進組織では、まち・ひと・しごと創生を効果的に効率的に推進していくためには、先ほどの計画をつくる前の話ですけれども、5ページは、その組織をつくって効果的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者の参加、協力が重要であることから、地方版総合戦略は幅広い層から成る住民をはじめ、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業等で構成する推進会議でその方向性や具体案について審議、検討するなど、広く関係者の意見を反映するようにすることが重要だと書いてございまして、効果的、効率的促進の面から、幅広い層の参加者を予定していらっしゃいます。

それで、なおかつ同19ページの地方議会との関係によりますと、地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、議会においても地方版総合戦略の策定段階や効果検証段階において十分な審議が行われるようにすることが重要だとございます。

そこで、今いただいた報告書ですけれども、ここでおっしゃっている手続的に全てと申しますか、手続的に何ら瑕疵のないというふうな形でおっしゃっている恐らく根拠は、先ほどの回答でのワーキンググループにて協議を行い、素案を検討した後、パブリック・コメントを実施することで、広く市民の皆様のご意見をいただきましたという点と、それから、議会の皆様には、令和2年1月の議会連絡会においてパブリック・コメントの実施についてのご報告をさせていただきます、その後も議会一般質問や施政方針などを通じて累次にわたり説明を重ねてきまし

たということが根拠になっていると思われま

す。私のほうから見ますと、少なくとも先ほど内閣府のほうで示されてこられたものは、推進案と申しますか、総合戦略をつくる段階で市民が参画しなさいと、それが必要ですよということ素直に読み取れることができます。また、議会との協力関係につきましても、出来上がったものについて報告するということは、策定段階や効果検証現場においては、もちろん今の先ほどの説明でいかもしれませんけれども、少なくとも戦略の策定段階で入ってこないと駄目ですよというふうに内閣府の指針では出ております。そこをどういうふうに整合性を持って理解すればいいのかがちょっと分かりませんので、ご説明をください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、今議員がご指摘されたことにちょっと補足をさせていただきます。

この内閣府の手引きにいろいろ書かれていますとおり、市民幅広くというところがございました。先ほど議員のご指摘からしますと、パブリック・コメントを実施することが、この市民の皆様の意見をいただいたというところに多分1対1対応するのかなという印象を受けましたので、ちょっとそこを説明させていただきますと、そもそも今答弁したことではございますけれども、太宰府市総合戦略推進委員会、ここにも、先ほど申しましたが、市内在住者や市内で事業を展開する方をはじめとする、当時考え得るベスト・アンド・ブライテストたる17名、これが入っていらっしゃるというところでございますので、ここでもまず市民の意見は聞かせていただいているところではございます。加えまして、議員ご指摘のとおり、パブリック・コメントも実施させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） それでは、その17名の中に太宰府市民の方は何名いらっしゃったんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 住民票を置いているという意味での市民で申しますと、3名ではございますけれども、例えば先ほどから議題が上がっております自治基本条例等で定義されている市民というところには、かなり広く市内で事業を展開される事業者とかこういったことも含まれて市民という方も定義されていらっしゃるかと思います。そういった意味だと、今申し上げた3名だけではなく、ちょっとすみません、今何名かと言われると厳密には言えませんけれども、そういった方も含めるのであれば、かなり多くの方が入っていらっしゃるんじゃないかなというふうに考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 一つの方向を考えて言いますと、内閣府がこれだけの指針と申しますか基準を打ち出してきたのは、はっきりこの総合戦略をつくって実施していく上に、住民の参加



が必要不可欠であるという大前提のものはあるんだろうと思います。そうなってきましたと、少なくとも策定段階において、単にワーキンググループだけ、あるいはそういうところで確認といたしますか、そこに参入するだけかどうかを問題にすればいいのか、それともいわゆるたたき台として出されたものを市民の方がどう受け取られますかという形で検討されるというのが、普通に考えられる方法だろうと思います。

ただ、どうしてもパブリック・コメントということになってまいりますと、それは事後報告という形になってまいりますから、仮に意見をパブリック・コメントに記帳するとしても、最初にその質問を投げかけられて答えていくという形の住民参加ということは、非常に色が薄くなってしまいます。その意味合いでは、内閣府が望んだ構成になっていたかどうかというのは疑問なんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう森田議員も自治会の活動も長くやられていましたし、政治家としての活動も長くなられていると思いますので、よくよくご存じだと思いますけれども、私自身、やはり政治家として20年やってきましたし、父も政治家として、生まれたときからやっていたので、そうしたことを見てきますと、やっぱり選挙というのが非常に重要だと思っているんですね。選挙で先生も落選されていますから、私も3回落選していますから、要は選挙で落選すると、立場自体がもう与えられません。発言権もなくなります。

そうした中で、選挙で選ばれて、そうした中で公約を市民の方々と約束をし、議論を交わした中で、期待をいただいて、与えられた任期でしっかりと答えを出していくということが、まずは私は政治家としては重要だと思っています。

そうした中で、7つのプランという1期目のときは公約を立てまして、そうしたことを、要はもともとある総合計画にはやっぱり7つのプランというのは全く反映されていません。私は後から選ばれていますから、策定後。やっぱりしかし、その4年間の中で私が直近の民意の中で選ばれた公約、約束を落とし込んでいく、市の政策に、施策に。そうした中で、総合計画はありますけれども、さらにこの総合戦略というものが重要なツールになっていくのではないかと。

そうした思いの中で、特に成長戦略などが私自身、市民から求められているものと思ってきたものですから、そうした中で総合戦略というのをつくり込んで、そこに様々な、まさに各界のこうした方々に参加をいただき、そして常々、先ほど来申していましたように、市民の方から選挙時もそうですし、その後もいただいてきた意見というものを、しっかりとこの総合戦略に落とし込んでいくという作業は日々行ってきましたので、そうした意味では、いわゆるワークショップという形ではないかもしれませんが、いわゆるパブリック・コメントということでは十分じゃないかもしれませんが、それ以上に私は市民の方々の期待をこの計画に、戦略に落とし込むということは、人一倍気をつけながらやってきたという意味では、私自身、市民の声がしっかりと凝縮をされている戦略になったという自負は持っております。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 市長の立場はよく分からせていただきました。

ただ、この総合戦略の守備範囲というのが、先ほど来から申しましていますけれども、人口減少、それから東京圏への人口流入を防ぐと、過度の集中を防いでいって、いわゆる人口的に住民を維持していきながら、そこの地域を活性化させていくという形ですから、誤解を恐れずにあえて申し上げれば、これはかなり経済的な側面の戦略だろうというふうに理解をいたします。

しかしながら、そうなりますと、そのこと自体を策定するということについて、先ほどからいろいろな形で内閣府が要求されている基準にマッチしているのかどうなのかということをお尋ねしてきたわけですが、一応市長のお考えでは、一応手続的にはクリアしたのではないかとこのように考えていらっしゃるということでございますね。

そこで、今度は、じゃあ市長がご就任されたときに既に存在していた太宰府市自治基本条例の側面からこの問題を検討させていただきたいと思います。

太宰府市自治基本条例は、これはもう何回も申し上げておりますけれども、この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を定めることにより、市民、コミュニティ、議会及び市長等が互いに理解を深め、信頼し合う関係を築き、住民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的とするというふうに規定してございます。つまり、ここでは市民といわゆる行政機関といいますか、地方の自治体が当然と一緒に市民福祉の向上を図ることを目的として行動していく。その点では、市民に対して政治責任を負わせているとすることができるわけですが、そこで、第2条に、議会及び市長等は、他の条例、規則及びその他の規定の制定改廃に当たり、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性の確保を図るものとするとして書いてございます。図るように努めなければならないとは書いてないんですね。

これは、議会に対しても市長に対しても、この自治基本条例の精神にマッチするように動いてくださいというふうな意味合いです。もちろんいろいろな選択肢、政策上の選択肢で、直ちにできるとは、諸条件からそういう場合はあり得ないでしょうから、そのあたりはほとんどの場合に努力義務という形で規定条項が置かれています。

したがって、少なくとも市長は、この太宰府市の市長に就任されたときから、この太宰府市自治基本条例の枠内であって行動しなければいけないという宿命を負っていらっしゃいました。

そこで、お尋ねです。

この太宰府市自治基本条例では、先ほどからいろいろ申し上げておりますけれども、市長の責務として、第11条は、市長に対し、その第1項において、市の代表者としてこの条例を遵守し、市民の声を真摯に受け止め、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならないとしています。そして、本条例の制定目的である市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図るために、第4条において市長等に対し市政運営に関する情報を共有するように努め、市政への

市民参画の機会を保障する。それから、市政を進めるに当たり、市民に対し分かりやすい説明を行うという第4条の条文がございます。

この条文は、少なくとも議会にいる人間もそうですけれども、市長もしくは市の執行部の皆さんもそうですけれども、従来の法令にかなった行動だけを取ってればそれで済むという問題を示してはいないんですね。住民の福祉のために何かしなければいけないけれども、そのために職員にも、あるいは私たちにも最大限の努力をなささいという形の言葉が含まれているわけです。

したがって、先ほどちょっと木村議員の話を持ち出しましたけれども、今のスタッフで市政のために、市民のためにいろいろな多様な行政需要を処理していくということは、非常に難しい段階に入っていることは、誰もみんな実感しているわけですね。そうすると、少なくとも機構をつくり上げるとか、それから政策を実施するとか、そういった場合に、市民を巻き込むシステムをつくっていかない限りは成り立ちませんよということを申し上げているわけです。この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 本当は大先輩の森田議員からそうして懇切丁寧にご指導いただきますと、私も当然じくじたるものといえますか、私自身が胸に手を当てて、本当にこの条例にありますような人間であったのか、市長であったのかということは、日々私も省みて反省をする日々だということ、ぜひご理解いただきたいのですが、そうした中で、やはりずっと今日申してまいりましたように、私が、とはいえ、給食のときにも申しましたけれども、この4年余りの間に税収も3億円程度上昇してきた、そしてふるさと納税も20倍以上に膨らんできて、10億円以上の新たな税収として増えてきた。そうした中で、様々な行政需要を満たすことができるようになってきた。その根本の中に、私が訴えてきた、皆さんに説明をしてきた総合戦略なり様々な施策というものが職員と共にやってきたことが、少しずつ芽が出てきたのかなという自負も一応あります。

また、そうした中で、森田議員からするとまだまだ至らないと言われるかもしれませんが、私なりに議会の皆様とも、市民、コミュニティの皆様とも互いに理解を深め、信頼し合う関係を築いてきたという、少なくともそこに心を砕いてきたという思いもございまして、できる限り皆様に「くすの記」なりSNSなり様々な記者会見なり、そうしたものでできるだけ取り上げていただいて、市民、市外の方も含めて共有をしていただきたい、やっていることを皆さんに理解していただきたい。そして、皆さんの声も政治家としての日常活動として受け、吸収をして、それを市政に生かしていきたい。

職員とも常々、もう嫌われていますけれども、かなり職員とも意見を交わしながら、最後は決まったことには一緒にやっぺいこうということで、給食の件なども一致団結して行ってきました。

その結果として、私、1期目は本当にご存じのように大変厳しい選挙でしたけれども、2期

目はおかげさまで無投票で再選させていただいたという結果は、やはり政治家としては選挙の結果というものは受け止めさせていただきたいと思っていますので、そうした思いの中で、まだまだ至らないかもしれませんが、こうした自治基本条例も、私が市長になるかならないかに関わらず、政治家として、また一人の市民として、一人の人間としても誠実に対応してきたという思いは持っているところであります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。市長におかれましては、今のご発言が本当のところかなという気はいたしますけれども、少なくとも太宰府市自治基本条例という一つの規範が私たちの上には広がっておりまして、これから常に私たちは見られている、そのことを肝に銘じませんと、私たちはあつという間に捨てられるという可能性があります。

したがって、今後ともそういった意味合いで市長には頑張ってくださいまして、総合戦略につきましては、やや私のほうは何か追及の矛先が少し鈍ったようでございますが、市長に今後とも頑張ってくださいまして、私の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月22日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時36分

~~~~~ ○ ~~~~~